

赤穂市強靱化計画

—国土強靱化地域計画—

令和3年3月

赤 穂 市

赤穂市強靱化計画目次

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 第1章 計画の概要 | | |
| 1 計画策定の趣旨 | | 1 |
| 2 計画の位置づけ | | 1 |
| 3 計画期間 | | 2 |
| 4 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係 | | 2 |
| 第2章 基本的な考え方 | | |
| 1 目標 | | 3 |
| 2 基本方針 | | 3 |
| 3 特に配慮すべき事項 | | 4 |
| 第3章 赤穂市の特性と被害想定 | | |
| 1 赤穂市の特性 | | 5 |
| 2 想定する自然災害等 | | 8 |
| 3 過去の災害 | | 10 |
| 第4章 脆弱性評価 | | |
| 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | | 13 |
| 2 脆弱性評価を行う施策分野 | | 15 |
| 3 脆弱性評価の実施 | | 15 |
| 第5章 強靱化に向けた推進方針 | | |
| 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別推進方針 | | 16 |
| 2 横断的分野別推進方針 | | 43 |
| 第6章 計画の推進・見直し | | 47 |
| 別冊1 脆弱性評価結果 | | 48 |
| 別冊2 強靱化を推進する主な事業 | | 68 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」とを持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）を公布（平成28年4月施行）し、平成26年6月に国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、強靭な国づくりを進めている。

また、兵庫県では、平成28年1月に基本計画との調和を図りながら、「兵庫県強靭化計画（以下「県計画」という。）を策定（令和2年5月改定）し、兵庫県の強靭化に取り組んでいる。

本市では、自然災害から市民の生命と財産、生活を守る環境整備や防災体制の確立、市民の防災意識の高揚など、ハード・ソフト両面から誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいる。

近年の大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生リスクの高まりを受け、災害時においても市民の生命・財産及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する「災害に強いまちづくり」の推進がより一層必要となっており、大規模災害が発生しても機能不全に陥らない、「強さとしなやかさ」を持った安全・安心のまちづくりを目指して、「赤穂市強靭化計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本計画及び県計画を踏まえて、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定したものである。

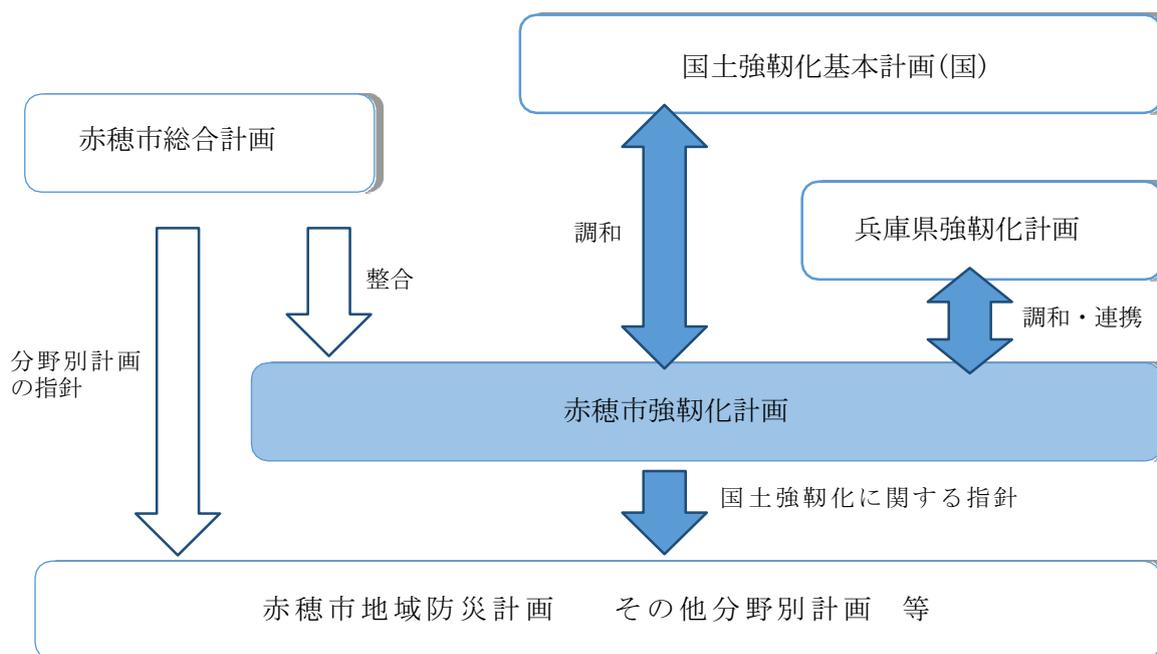
また、「2030赤穂市総合計画」や「赤穂市地域防災計画」等とも整合を図るとともに、本市の分野別計画等において国土強靭化に係る指針となる計画として位置づける。

国土強靭化基本法（抜粋）

（国土強靭化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【赤穂市強靱化計画と関連計画との関係】



3 計画期間

国や兵庫県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、本計画の計画期間については、2030赤穂市総合計画の計画期間を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

計画期間 令和3年度 ～ 令和7年度 【5年間】

4 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

国土強靱化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を想定し、それらを回避するため事前に取り組むべき施策を定めるものである。

一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。

| | | |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| 国土強靱化地域計画 【脆弱性を評価する「強靱化」の視点】 | | |
| ・社会基盤の整備 | ・減災対策 ・減災対策 | ・復旧対策 ・復興対策 |
| 地域防災計画 【自然災害等の基本的な対策等】 | | |



第2章 基本的な考え方

安全で安心な地域社会の実現に向けて、本市における生活及び経済に大きな影響を及ぼす恐れがある自然災害等について、平時から備えるとともに、災害発生時には被害を軽減することができるよう、4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を定め、本計画を推進する。

なお、国土強靱化地域計画は、基本法第14条において基本計画との調和が求められていることを踏まえ、基本計画及び県計画に準拠して定める。

1 目標

【基本目標（目指すべき姿）】

- 1 人命の保護を最大限図ること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 4 迅速に復旧・復興すること

【事前に備えるべき目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 社会経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 基本方針

(1) 長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するよう取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、市だけでなく国、兵庫県、事業者、市民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化して推進する。
- ・兵庫県や関係市町との広域応援・受援機能を充実させ、広域にわたる被害を引き起こす巨大災害に備える。

(3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力を向上させ、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（市、国、県）と民（事業者、市民）とが協力して取り組む。

- ・各施設への機能強化や防災・減災の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展等、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

(4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。
- ・社会資本整備に当たっては、測量・設計・施工等の全ての建設生産プロセスにおいて、ICT等最新技術を活用し、生産性向上を図り効率的に進めて行く。

(5) 個別事業の推進

① ハード整備

- ・南海トラフ地震等に備える地震・津波対策、兵庫県総合治水条例（平成24年条例第20号）に基づく総合的な治水対策、高潮対策や土砂災害対策等、災害に対応した個別施策を着実に推進する。
- ・本市が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。

② ソフト対策

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。
- ・地域における担い手の育成・確保するため、自主防災組織への支援や、小中学校における防災教育、防災リーダーの育成等、これまでの成果を踏まえた取組を推進する。
- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、災害ボランティア活動の支援等に取り組む。
- ・高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等が災害時要支援者となる可能性が高いことに十分配慮して施策を推進する。

3 特に配慮すべき事項

(1) 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成30年は、大阪府北部地震、7月豪雨、台風第20号、台風第21号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われたことを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて多くの知見を得た。以下に、本市にも関わりのある具体的事例を示す。

- ・千種川、大津川、矢野川、長谷川、加里屋川等の主要河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じるおそれがある区域への対応が必要であること
- ・豪雨等により発生する鉄道施設付近の斜面の崩落等から車両避難等の対策が必要であること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回等社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、市民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生する等の課題に対応する必要があること
- ・災害対応病院等について、診療機能を最低でも3日間程度、可能な限り1週間程度維持するための設備の増設等が必要であること

(2) 県計画との協調

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、社会経済活動を安全に営むことができる地域づくりにも資するものであり、極めて重要である。

そのため、国及び兵庫県の計画策定・改定の動向を注視しつつ、県計画と協調して強靱化施策を推進し、災害に強い赤穂市を目指す。

第3章 赤穂市の特性と災害想定

1 赤穂市の特性

(1) 位置及び面積

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は赤穂郡上郡町と接する、総面積 126.85 km²、東西約 15.1 km、南北約 15.4 kmのまちである。

市域のほぼ中央を2級河川の千種川が流れており、北には緑豊かな山々が連なり、南は播磨灘に面し、海岸線が瀬戸内海国立公園の一角を占めているなど、風光明媚な自然を有している。



(2) 自然

・河川

本市の河川は、千種川と多数の中小河川からなる。

千種川は、兵庫、岡山、鳥取の三県境の江浪峠を水源とし、ほぼ市内の中央を北から南へ貫流して瀬戸内海に注ぐ。なお、千種川は、河口付近に極平坦な三角州を形成しており、本市の市街地はこの三角州上に位置する。

千種川の支流及び直接瀬戸内海に注ぐ中小河川は、本市内外の山地域を水源として、海岸付近の三角州に流出するものが多い。そのため、各河川とも上流は山地溪流で、下流は極緩い勾配となっている。

○市内主要河川

(平成31年3月31日現在)

| 河川名 | 市内区域内 流路延長 (km) | 市内におけ る最大川幅 (m) | 河川名 | 市内区域内 流路延長 (km) | 市内におけ る最大川幅 (m) |
|------|-----------------------|-----------------------|---------|-----------------------|-----------------------|
| 千種川 | 17.4 | 245 | 大津川 | 6.7 | 200 |
| 矢野川 | 3.4 | 48 | 加里屋川放水路 | 0.6 | 22 |
| 長谷川 | 6.9 | 50 | 大津湯の内川 | 1.8 | 11 |
| 高雄川 | 1.8 | 10 | 権現川 | 0.7 | 9 |
| 加里屋川 | 9.2 | 22 | 亀谷川 | 0.2 | 4 |
| 新川 | 2.0 | 13 | 県山川 | 0.2 | 6 |
| 塩屋川 | 2.4 | 80 | 柿山川 | 0.9 | 8 |

資料：西播磨県民局光都土木事務所管内図・河川台帳

・地 形

本市の地形は、おおむね以下の山地、丘陵地、低地、その他の4つに大別できる。

①山 地

山地は、市域のほぼ約50%を占め、千種川を挟んで東部が相生山地、西部が赤穂山地、北西部が有年山地と細分される。いずれの山地も、岡山県の内陸部へと連なる西播磨山地に属し、起伏量200～400m程度と比較的起伏が小さい。

山地部は硬い岩石で構成されており、一般的に地盤条件は良いものの、急峻な地形であることから高度な土地利用は進んでおらず、大半は森林としての利用にとどまっている。

防災上の観点では、特に山麓部は、豪雨や大地震により、斜面が崩壊するなどの土砂災害を受ける可能性がある。

②丘陵地

丘陵地は、市域の約10%であり、高山・雄鷹台山周辺の山麓や坂越、御崎地区等に分布している。

防災上の観点では、山地と同様に、山麓付近では、土砂災害等に留意する必要があるが、一般的には、地盤条件は良い。

③低 地

低地は、市域の約37%であり、千種川沿いの氾濫原と赤穂三角州（デルタ）が代表的であるが、そのほか、大津川や長谷川等河川沿いに見られる谷底平野や扇状地が相当する。

これら低地は、水利の確保が容易であり、また、広く平坦な場所が確保できることから、古くより集落の栄えてきた地域である。

防災上の観点では、河川氾濫の影響を受けやすく、かつ地震時には強震動を受けやすい地域であり、住宅、道路等の被害が発生する可能性がある。

④その他

上記のほか、市域には埋立地やゴルフ場等の人工改変地がある。

特に、埋立地には、播磨灘に面する赤穂港一帯の地域が相当し、一般的に地盤条件が悪いため、地震時には強震動を受けやすく、液状化による被害も発生しやすい。

・地 質

赤穂市周辺の地質は、おおむね5つに分類される。最も古い地質は約2億年前に形成された「丹波帯堆積岩コンプレックス」であり、たつの市から赤穂市北部の有年牟礼地区の一部まで露頭が続く。

この上に、白亜紀後期に形成された「後期白亜紀火山岩類」と「後期白亜紀深成岩類及び岩脈」が覆っており、それぞれ流紋岩と花崗岩が代表的なものである。現在の市域の多くを占めており、これらの観察状況から、赤穂市域が火山カルデラ（赤穂コールドロン）の中にあつたことが判明している。

白亜紀以降は、「古第三系」の地質がかるうじて市北部の一部に見られるのみで、現在まで続く最も新しい「第四系」の地層として、現在の千種川の基盤層などがある。

・気 象

本市の気候は瀬戸内海型気候区に属し、瀬戸内海沿岸独特の温暖な気候に恵まれている。

晴又は快晴の日は年平均 223 日程度であり、降雪の日はまれである。

年間の総雨量は 1,000mm 程度で、雨量の少ないことが特徴である。

気象と災害の関係としては、梅雨期、台風期の豪雨、大雨に伴う洪水、土砂災害や、台風に伴う高潮等があげられる。

また、冬・春期には空気が乾燥し、強風が吹くため、火災や林野火災が発生しやすい条件となる。

○気象観測

(参考：赤穂市消防本部観測 令和元年)

| 区 分 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 計 (平均) | |
|----------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|---------|------|
| 気 温 ℃ | 最 高 | 13.4 | 12.6 | 21.6 | 23.5 | 26.2 | 30.6 | 36.8 | 36.0 | 31.7 | 28.1 | 22.7 | 20.3 | — |
| | 平 均 | 3.9 | 3.7 | 9.5 | 14.7 | 18.5 | 22.2 | 27.8 | 28.7 | 23.4 | 18.5 | 13.1 | 8.1 | 16.1 |
| | 最 低 | -4.4 | -5.3 | -0.2 | 3.5 | 7.7 | 13.8 | 21.4 | 17.7 | 14.0 | 9.2 | 2.1 | -0.9 | — |
| 総雨量 (mm) | 24.5 | 34.5 | 93.5 | 45.0 | 114.5 | 107.0 | 316.0 | 31.0 | 192.0 | 31.5 | 2.0 | 28.0 | 1,019.5 | |

(3) 人 口

昭和 55 年以降の人口推移を、国勢調査に基づき示すと次表のとおりである。

本市の人口は、高度経済成長の進行に伴い増加したが、昭和 55 年以降は、一進一退を繰り返し、近年においては減少傾向になっている。

一世帯当たりの平均人員数は昭和 55 年当時 3.7 人であったのに対し、平成 27 年では 2.6 人であり、核家族化が進んでいる。

一方、人口構成に関しては、平成 27 年の国勢調査では、15 歳未満が占める割合が 13%、15～64 歳が 57%、65 歳以上が 30%となっている。

全国的な傾向である出生率の低下により若年層の増加は見込めず、高齢化が進展している。

また、夜間人口に比べ、昼間人口は約 2 千人少ない。

○年次別人口推移 (単位：人)

| 年 度 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|-----|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 | 51,046 | 52,374 | 51,131 | 51,426 | 52,077 | 51,794 | 50,523 | 48,591 |

資料：国勢調査

(4) 道 路

市内のほぼ中央部を東西に高速道路山陽自動車道が走り、市域には赤穂インターチェンジがある。

また、山陽自動車道は、山間地域を貫いているため、東から尼子山トンネル、目坂トンネル、清水トンネル、高山トンネル等、比較的長いトンネルが存在する。

国道は、北部に 2 号、373 号、南部に 250 号が整備されている。市内の南北を結ぶ道路は、県道、主要地方道等となっている。

(5) 港 湾

市内には、坂越港、赤穂港、古池港の 3 つの地方港湾（重要港湾以外の港湾で、おおむね地方の利害に係る港湾）があり、年間約 898 万トン（平成 29 年兵庫県統計書より）の出入貨物がある。

また、赤穂港は、「石油コンビナート等災害防止法」に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

さらに、第 1 種漁港（漁港の利用範囲が地元の漁業を主とするもの）として、坂越漁港、福浦漁港がある。

(2) 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生する最大クラスの地震（M9 クラス）をいい、地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後 30 年以内で 70%~80%、50 年以内で 90%程度又はそれ以上の可能性があると考えられている。

| | 長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 | | |
|-------------|----------------------------|--------|---------|-------------------|
| | | 10 年以内 | 30 年以内 | 50 年以内 |
| 南海トラフ 地震 | M8~M9 クラス | 30%程度 | 70%~80% | 90%程度若しくは それ以上 |

(評価時点は令和 2 年 1 月 1 日現在)

海溝型地震（南海トラフ地震）での被害想定

| | | |
|---------------|------------------|------------------------|
| 最大震度 | 震度 6 弱 | |
| 最高津波水位 (T.P.) | 2.8 m | |
| + 1 m津波の到達時刻 | 120 分後 | |
| 建物被害 | 全 壊 | 405 棟 (冬 18 時) |
| | 半 壊 | 4,394 棟 (冬 5 時、夏 12 時) |
| 死者数 | 484 人 (冬 18 時) | |
| 負傷者数 | 1,334 人 (夏 12 時) | |
| 避難者数 | 4,568 人 (夏 12 時) | |
| 帰宅困難者 | 3,277 人 (夏 12 時) | |



3 過去の災害

①地震

県内で震度5弱以上を与えたと推定される地震は次のとおりである。

| 番号 | 発生年月日 | 震 央 | | 規 模 (マグニチュード) | 地震名 |
|-----|------------------------------------|--------|-------|------------------|---------------------------|
| | | E | N | | |
| 1 | 599. 5. 28 (推古 7. 4. 27) | — | — | 7. 0 | |
| 2 | 701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26) | 135. 4 | 35. 6 | 7. 0 | |
| 3 | 745. 6. 5 (天平 17. 4. 27) | 136. 6 | 35. 5 | 7. 9 | |
| 4 | 827. 8. 11 (天長 4. 7. 12) | 135. 6 | 34. 9 | 6. 7 | |
| ○5 | 868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8) | 134. 8 | 34. 8 | 7. 1 | |
| ○6 | 887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30) | 135. 3 | 33. 0 | 8. 6 | |
| 7 | 938. 5. 22 (承平 8 (天慶1) . 4. 15) | 135. 8 | 34. 8 | 6. 9 | |
| 8 | 1096. 12. 17 (嘉保 3 (永長1) . 11. 24) | 137. 3 | 34. 2 | 8. 4 | |
| 9 | 1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24) | 135. 0 | 33. 0 | 8. 4 | |
| 10 | 1449. 5. 13 (天安 16 (宝徳1) . 4. 12) | 135. 6 | 35. 0 | 6. 4 | |
| 11 | 1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25) | 138. 2 | 34. 1 | 8. 6 | |
| 12 | 1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8) | 135. 7 | 34. 6 | 6. 7 | |
| 13 | 1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20) | 135. 5 | 34. 7 | 6. 2 | |
| 14 | 1596. 9. 5 (文禄 5 (慶長1) . 7. 13) | 135. 7 | 34. 8 | 7. 0 | |
| 15 | 1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1) | 136. 0 | 35. 3 | 7. 6 | |
| 16 | 1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4) | 135. 9 | 33. 2 | 8. 4 | 宝 永 地 震 |
| 17 | 1751. 3. 26 (寛延 4 (宝暦1) . 2. 29) | 135. 4 | 35. 0 | 6. 4 | |
| 18 | 1854. 12. 23 (嘉永 7 (安政1) . 11 . 4) | 137. 8 | 34. 1 | 8. 4 | 安 政 東 海 地 震 |
| 19 | 1854. 12. 24 (" (") . 11 . 5) | 135. 6 | 33. 2 | 8. 4 | 安 政 南 海 地 震 |
| ○20 | 1864. 3. 6 (文久 4 (元治1) . 1. 28) | 134. 8 | 35. 0 | 6. 4 | |
| 21 | 1891. 10. 28 (明治 24) | 136. 6 | 35. 6 | 8. 4 | 濃 尾 地 震 |
| ○22 | 1916. 11. 26 (大正 5) | 135. 0 | 34. 6 | 6. 3 | |
| ○23 | 1925. 5. 23 (大正 14) | 134. 8 | 35. 7 | 7. 0 | 北 但 馬 地 震 |
| ○24 | 1927. 3. 7 (昭和 2) | 135. 1 | 35. 6 | 7. 5 | 北 丹 波 地 震 |
| ○25 | 1943. 9. 10 (昭和 18) | 134. 2 | 35. 5 | 7. 4 | 鳥 取 地 震 |
| 26 | 1946. 12. 21 (昭和 21) | 135. 6 | 33. 0 | 8. 1 | 南 海 地 震 |
| ○27 | 1949. 1. 20 (昭和 24) | 134. 6 | 35. 6 | 6. 5 | |
| 28 | 1952. 7. 18 (昭和 27) | 135. 8 | 34. 5 | 7. 0 | 吉 野 地 震 |
| 29 | 1961. 5. 7 (昭和 36) | 134. 4 | 35. 1 | 5. 9 | |
| 30 | 1963. 3. 27 (昭和 38) | 135. 8 | 35. 8 | 6. 9 | 越 前 岬 沖 地 震 |
| 31 | 1984. 5. 30 (昭和 59) | 134. 6 | 35. 0 | 5. 6 | 兵 庫 県 南 西 部 地 震 |
| ◎32 | 1995. 1. 17 (平成 7) | 135. 0 | 34. 6 | 7. 3 | 兵 庫 県 南 部 地 震 |
| 33 | 2000. 10. 6 (平成 12) | 133. 4 | 35. 3 | 7. 3 | 鳥 取 県 西 部 地 震 |
| 34 | 2013. 4. 13 (平成 25) | 134. 5 | 34. 3 | 6. 3 | 淡 路 島 付 近 を 震 源 と す る 地 震 |
| 35 | 2018. 6. 18 (平成 30) | 135. 4 | 34. 5 | 6. 1 | 大 阪 府 北 部 を 震 源 と す る 地 震 |

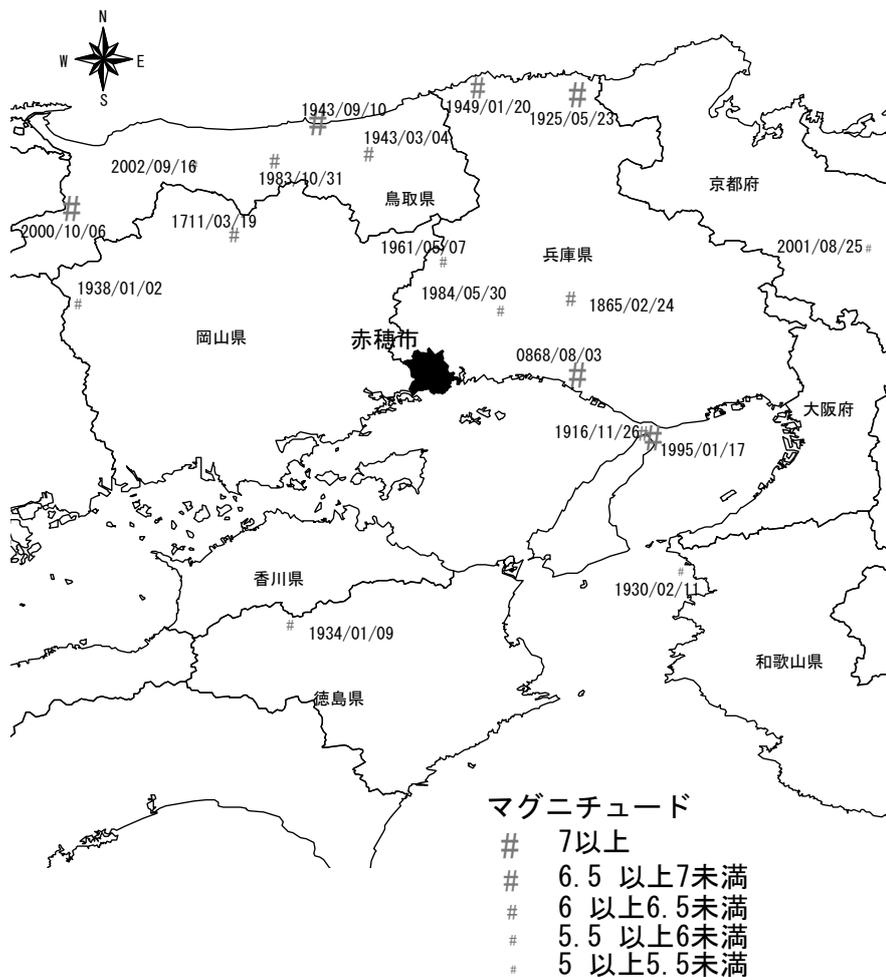
(注1) ○は兵庫県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は兵庫県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2) 赤穂市地域防災計画資料編による

(参考) 赤穂市周辺 (市役所から震央距離 100km 圏内) の大きい地震 (マグニチュード 5.0 以上)

| 番号 | 発生年月日 | 震 央 | | 規 模 (マグニチュード) | 地震名 |
|----|-------------------------------|--------|-------|------------------|---------------|
| | | E | N | | |
| 1 | 868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8) | 134.8 | 34.8 | 7.1 | |
| 2 | 1711. 3.19 (宝永 (正徳1) 8. 2. 1) | 133.8 | 35.2 | 6.0~6.25 | |
| 3 | 1865. 2.24 (元治 (慶応1) 2. 1.29) | 134.8 | 35.0 | 6.0~6.25 | |
| 4 | 1916.11.26 (大正 5) | 135.0 | 34.6 | 6.3 | |
| 5 | 1925. 5.23 (大正 14) | 134.8 | 35.7 | 7.0 | 北 但 馬 地 震 |
| 6 | 1930. 2. 2 (昭和 5) | 135.1 | 34.2 | 5.3 | |
| 7 | 1934. 1. 9 (昭和 9) | 133.95 | 34.03 | 5.6 | |
| 8 | 1938. 1. 2 (昭和 13) | 133.35 | 34.97 | 5.5 | |
| 9 | 1943. 3. 4 (昭和 18) | 134.22 | 35.43 | 6.2 | |
| 10 | 1943. 9.10 (昭和 18) | 134.2 | 35.5 | 7.4 | 鳥 取 地 震 |
| 11 | 1949. 1.20 (昭和 24) | 134.6 | 35.6 | 6.5 | |
| 12 | 1961. 5. 7 (昭和 36) | 134.4 | 35.1 | 5.9 | |
| 13 | 1983.10.31 (昭和 58) | 133.9 | 35.4 | 6.2 | |
| 14 | 1984. 5.30 (昭和 59) | 134.6 | 35.0 | 5.6 | 兵庫県南西部地震 |
| 15 | 1995. 1.17 (平成 7) | 135.0 | 34.6 | 7.3 | 兵庫県南部地震 |
| 16 | 2000.10. 6 (平成 12) | 133.3 | 35.3 | 7.3 | 鳥取県西部地震 |
| 17 | 2001. 8.25 (平成 13) | 135.7 | 35.1 | 5.1 | |
| 18 | 2002. 9.16 (平成 14) | 133.7 | 35.4 | 5.3 | |
| 19 | 2013. 4.13 (平成 25) | 134.5 | 34.3 | 6.3 | 淡路島付近を震源とする地震 |
| 20 | 2018. 6.18 (平成 30) | 135.4 | 34.5 | 6.1 | 大阪府北部を震源とする地震 |



(参考資料 新編日本地震被害総覧 増補改訂版 (東京大学出版会)、消防庁資料等)

②風水害

平成20年以降に発生した災害は次のとおりである。

| 災害発生年月日 | 原因 | 気象観測値 | 観測場所 | 被害状況 |
|---------------------------|------------------|---|-------------------------|---|
| (参考) 昭和51年9月8日 ～13日 | 台風17号 | 最大風速 S S E 14.1m/s 最低気圧 997.2hPa 総降水量 633.5mm 総降水量 861mm (時間最大降水量)53mm 千種川(木津)最高水位 6.65m | 姫路測候所 赤穂 | 死者2人 住宅全壊11戸 住宅半壊142戸 床上浸水1,759戸 床下浸水8,090戸 田畑流失10ha 田畑冠水969ha 土木施設200ヶ所 農林施設217ヶ所 教育施設、その他の施設88ヶ所 |
| 平成21年8月9日 ～10日 | 台風9号による大雨 | 総降雨量148mm 最大時間雨量21mm 千種川(木津)最高水位6.14m | 〃 | 農地冠水(周世地区外)34.5ha その他千種川河川敷、農林水産施設等に被害 |
| 平成23年9月16日 ～17日 | 大雨 | 総降雨量159mm 最大時間雨量41mm | 〃 | 床下浸水2棟(田端地区) |
| 平成23年9月2日 ～4日 | 台風12号による大雨 | 総降雨量234mm 最大時間雨量25mm 千種川(木津)最高水位4.85m | 〃 | なし |
| 平成24年7月6日 ～7日 | 大雨 | 総降雨量115mm 最大時間雨量36mm 千種川(木津)最高水位5.24m | 〃 | 床下浸水49棟(有年横尾地区) |
| 平成26年8月9日 ～10日 | 台風11号による強風、大雨、高潮 | 最大瞬間風速 NNE25.9m/s 総降雨量205mm 最大時間雨量23mm 千種川(木津)最高水位2.59m 最高潮位(坂越港他)2.5m | 〃 | 道路冠水 赤穂地区 土砂流出 尾崎地区 |
| 平成26年10月13日 ～14日 | 台風19号による大雨 | 総降雨量90mm 最大時間雨量17mm 千種川(木津)最高水位2.62m | 〃 | 負傷者(軽症)1人 |
| 平成27年7月16日 ～18日 | 台風11号による大雨 | 総降雨量180mm 最大時間雨量40mm 千種川(木津)最高水位3.49m | 〃 | 死者1人 道路冠水等 福浦地区他3ヶ所 土砂流出等 御崎地区他5ヶ所 |
| 平成28年9月19日 ～20日 | 台風16号による大雨 | 総降雨量102.5mm 最大時間雨量20.5mm 千種川(木津)最高水位3.91m | 〃 | なし |
| 平成29年9月17日 ～18日 | 台風18号による大雨、高潮 | 総降雨量175mm 最大時間雨量71mm 千種川(木津)最高水位4.77m 最高潮位(折方)2.8m | 〃 | 床上浸水 御崎地区1戸 床下浸水 目坂地区他6戸 土砂流出等 木津地区他23ヶ所 |
| 平成30年7月5日 ～8日 | 梅雨前線及び台風7号による大雨 | 総降雨量281mm 最大時間雨量22mm 千種川(木津)最高水位6.01m | 〃 | 道路冠水等 周世地区他7ヶ所 土砂流出等 坂越地区他10ヶ所 |
| 平成30年9月4日 | 台風21号による高潮 | 総降雨量39mm 最大時間雨量18mm 最高潮位(赤穂港他)2.6m | 〃 | なし |

第4章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|---|---------------|--|
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | 1-5 | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-6 | 暴風等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | 2-3 | 消防等の災害対応力強化等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | 4-2 | ラジオ・テレビ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |

| | | |
|--|-----|--|
| | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | 5-3 | コンビナート施設の損壊、火災、爆発等 |
| | 5-4 | 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | 5-5 | 商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止 |
| | 5-6 | 食料等の安定供給の停滞 |
| | 5-7 | 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | 6-2 | 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 6-3 | 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| | 6-4 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | 7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| | 7-3 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | 7-5 | 農地・森林等の被害による市域の荒廃 |
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |

| | | |
|--|-----|--|
| | 8-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響 |
|--|-----|--|

2 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と5つの「横断的施策分野」を次のとおり設定した。

| 個別政策分野（8項目） | 横断的分野（5項目） |
|---------------|---------------|
| ①国土保全、土地利用 | ①リスクコミュニケーション |
| ②住宅・都市 | ②人材育成 |
| ③ライフライン | ③官民連携 |
| ④保健医療・福祉 | ④老朽化対策 |
| ⑤情報・通信 | ⑤広域連携 |
| ⑥産業、金融、エネルギー | |
| ⑦交通・物流 | |
| ⑧行政機能、消防、防災教育 | |

3 脆弱性評価の実施

市域の強靱化を図るため、想定するリスクシナリオに対し、現状の取組や施策における課題（脆弱性）を整理・点検し評価を実施した。

【評価の実施手順】

- ①起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための観点から、施設や実施している施策等の整理・点検をする。
- ②施設状況や各施策の推進状況を踏まえ、最悪の事態を回避することが可能か分析する。
- ③最悪の事態の回避に向け、今後の施策の推進する方向を検討する。

脆弱性評価の結果は別冊1のとおりである。

第5章 強靱化に向けた推進方針

リスクシナリオを回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、各リスクシナリオに対応した個別施策に加え、横断的分野に係る推進方針を定め計画的な推進を図る。

なお、施策の推進にあたっては、防災施設の整備や施設の耐震化などのハード面からの対策と、避難体制の確保や地域への防災啓発などのソフト面からの対策を効果的に組み合わせて推進する。

【1】起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

推進方針

(a. 住宅・建築物等の耐震化)

- ・市営住宅の耐震化を推進する。 【市民部】
- ・福浦コミュニティセンターの耐震化を検討する。 【市民部】
- ・坂越隣保館、有年隣保館の耐震化を検討する。 【市民部】
- ・児童館の耐震化を推進する。 【健康福祉部】
- ・住宅・建築物の耐震化を進めるため、県等と連携し、耐震診断及び耐震改修等への助成や所有者等に対する意識啓発活動等の取組を推進する。 【建設部】
- ・大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その存在を市民に周知し、市民等の防災意識の向上を図る。 【建設部】
- ・小中学校の建物の耐震化は完了しているが、多数の教員及び児童生徒等の安全確保や指定緊急避難場所の観点からも今後も十分な耐震性を確保できるよう引き続き維持・補修を行うとともに、経年劣化が進んだ建物については、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する。非構造部材の耐震化を計画的に推進する。 【教育委員会】
- ・保育所・幼稚園の耐震化を計画的に推進する。 【教育委員会】
- ・保育所・幼稚園の非構造部材の耐震化を計画的に推進する。 【教育委員会】
- ・市民総合体育館、地区体育館の耐震化率は100%であるが、経年劣化等への対応や、防災機能を強化するため、計画的な改修・改築等を推進する。 【教育委員会】
- ・赤穂・塩屋地区武道館、野外活動センターは施設の経年劣化が進んでおり、耐震対策を検討する。 【教育委員会】
- ・各文化施設（文化会館・歴史博物館・海洋科学館・美術工芸館）については耐震化されている。民俗資料館・有年考古館について耐震化を検討する。 【教育委員会】
- ・青少年育成センターは施設の経年劣化が進んでおり、耐震化を検討する。 【教育委員会】
- ・診療所の耐震化を検討する。 【市民病院】

(b. 交通施設・沿道建築物の耐震化)

- ・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】
- ・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予

防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】

・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】

(c. 密集市街地の整備)

・防災上危険な密集市街地について、狹隘道路等の整備など市街地整備事業等を推進し、防災機能の向上を図る。

【建設部】

(d. 危険空家の除却)

・赤穂市空家等の適正管理に関する条例に基づき、危険空家の所有者等に対し、改善に向けた指導等を行うとともに、危険空家の除却費に対する助成制度等により、危険空家の除却を推進する。 【建設部】

(e. 防災意識の向上)

・緊急地震速報についての周知啓発やシェイクアウト訓練の実施など、市民の防災意識の高揚を図る。 【危機管理】

・家具の転倒防止など、家庭での室内安全対策の普及啓発を行う。 【危機管理】

・市内の企業について、企業防災力の向上を図るため、要請に応じ、地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた防災訓練及び講座を実施する。 【消防本部】

重要業績指標

(a. 住宅・建築物等の耐震化)

・木造の政策空家の解体 1棟/年 (R2) → 1棟/年 (R7) 【市民部】

・児童館の耐震化率 75% (R2) → 100% 【健康福祉部】

・住宅・建築物の耐震化率 【建設部】

住宅：73.9% (H25) → 97% (R7)

多数利用建築物：92% (H28) → 97% (R7)

・大規模盛土造成地マップ公表率 100% (R2) → 維持 (R7) 【建設部】

・校舎の耐震化率 100% (R2) → 維持 (R7) 【教育委員会】

・学校施設の大規模改造事業を推進する。【教育委員会】

・保育所・幼稚園の耐震化率 68.8% (R2) → 100% 【教育委員会】

・市民総合体育館、地区体育館の耐震化率 100% (R2) → 維持 (R7) 【教育委員会】

・文化施設の耐震化率 80% (R2) → 100% 【教育委員会】

(b. 交通施設・沿道建築物の耐震化)

・点検する橋梁数 (2巡目点検)：104橋 (R1) → 393橋 (R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】

・計画策定する橋梁数 (2巡目点検)：393橋 (R5) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】

・計画的に修繕する橋梁数：12橋 (H27~R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】

(c. 密集市街地の整備)

・狹隘道路整備延長 664m (H30) → 1,026m (R6) 【建設部】

(d. 危険空家の除却)

・老朽度・危険度ランクDの空家数 64件 (H28) → 0件 (R9) 【建設部】

(e. 防災意識の向上)

・防災総合訓練の実施 1回/年 (R2) → 継続 【危機管理】

・実施件数 要請に応じ随時開催 (現状) → 継続 【消防本部】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

| 推進方針 |
|--|
| <p>(a. 密集市街地の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地等の改善のため、道路・緑地等の整備、老朽建築物の除却や建替え等により計画的な解消を図る。 【建設部】 <p>(b. 耐震性防火水槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震等による大規模火災に対応するため、耐震性防火水槽の設置・更新を推進する。 【消防本部】 <p>(c. 消火設備等の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火器等整備の重要性を、継続して市民に周知する。 【消防本部】 <p>(d. 消防・救急救助体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援(受け入れ体制)を確立する。 【消防本部】 企業との合同訓練を今後も継続して実施する。 【消防本部】 |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 密集市街地の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭隘道路整備延長 664m (H30) → 1,026m (R6) 【建設部】(再掲) <p>(b. 耐震性防火水槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性防火水槽 40㎡ 37基 (R2) → 42基 (R7) 【消防本部】 <p>(d. 消防・救急救助体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団との連携訓練 1回/年(R2) → 維持 (R7) 【消防本部】 |

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

| 推進方針 |
|--|
| <p>(a. 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。 【産業振興部】 <p>(b. 防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル2津波(最大クラスの津波)が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して、機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。 【産業振興部】 <p>(c. 防潮水門の耐震補強)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を推進する。(兵庫県) 【産業振興部】 <p>(d. 避難体制の確保・訓練の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の災害特性を踏まえた津波地震訓練の実施を促進する。 【危機管理】 学校での避難訓練の実施や、命の大切さや自助、共助の精神を学ぶ機会を継続する。 【教育委員会】 学校防災計画(避難所開設マニュアル等)の適切な改正を行う。 【教育委員会】 赤穂市防災情報ネットへの登録を促進する。 【危機管理】 |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・緊急メール配信システムの運用を継続する。 【教育委員会】 ・保護者への児童生徒の引き渡しの手順について明確にする。 【教育委員会】 ・保育所・幼稚園児の地域と連携した避難体制を確保し、地域と連携した避難訓練を実施する。 【教育委員会】 ・大規模津波発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同の訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。 【危機管理】 ・災害の種類や状況に応じた安全な避難場所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。 【危機管理】 (e. 津波ハザードマップの作成) ・津波ハザードマップは平成25年度に作成し全戸配布したが、引き続き市民への周知、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を図るとともに、想定等に変更が生じた場合には、適宜更新する。 【危機管理】 (f. 消防・救急救助体制の強化) ・多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援(受け入れ体制)を確立する。 【消防本部】(再掲) (g. 企業の防災意識の向上) ・市内の企業について、企業防災力の向上を図るため、要請に応じ、地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた防災訓練及び講座を実施する。 【消防本部】(再掲) (h. 安全な避難の確保) ・自主防災組織の活性化を図り、自助、共助による住民の安全な避難を確保する。 【消防本部】 |
| 重要業績指標 |
| <ul style="list-style-type: none"> (a. 陸間等の迅速かつ確実な閉鎖) ・陸間等閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化対策：0基(R3)→1基(R7) 【産業振興部】 (b. 防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策) ・防潮堤等の越流、引波対策・沈下対策 【産業振興部】 坂越漁港 L=918.5m(レベル2津波調査：未実施(R3)→実施(R7)) 福浦漁港 L=406.0m(レベル2津波調査：未実施(R3)→実施(R7)) (d. 避難体制の確保・訓練の実施) ・津波避難訓練の実施回数及び施設数 【危機管理】 1回 74施設(R2)→維持(R7) ・EARTH受講職員の増加 小：1名 中：1名(R2)→小：2名 中：2名(R7) 【教育委員会】 ・学校防災計画の整備率 100%(R1)→維持(R7) 【教育委員会】 ・緊急時連絡メールの保護者加入率：99.9%(R1)→100%(R7) 【教育委員会】 ・指定緊急避難場所：50箇所(R2)→必要に応じ整備する。 【危機管理】 ・指定避難所(指定緊急避難場所と同施設)：50箇所(R2)→必要に応じ整備する。 【危機管理】 (e. 津波ハザードマップの作成) ・ハザードマップ配布世帯 100%(R2)→維持(R7) 【危機管理】 (g. 企業の防災意識の向上) ・実施件数 要請に応じ随時開催(現状)→継続 【消防本部】(再掲) (h. 安全な避難の確保) |

・自治会自衛防災隊編成率 100% (R2) → 維持 (R7) 【消防本部】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

推進方針

(a. 総合的な治水対策)

・ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。

【産業振興部】

・農業用ため池の改修等を推進する。(兵庫県) 【産業振興部】

(b. 高潮対策)

・沿岸部を高潮被害から守るため防潮堤等の整備を進めてきたが、平成30年台風21号のような想定を超える被害が近隣でも発生していることから、今後の高潮被害に備えるよう更なる高潮対策に計画的に取り組む。(兵庫県) 【産業振興部・建設部】

(c. 減災のためのソフト対策)

・洪水ハザードマップは令和2年に改定したが、引き続き市民への周知、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を図るとともに、想定等に変更が生じた場合には、適宜更新する。【危機管理】

・防災行政無線や防災情報ネット等を用いて気象情報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定する。【危機管理】

・気象観測システムの機能強化を図るとともに、情報発信手段の充実を図る。【危機管理】

(d. 下水道部局の人材・組織体制等の整備)

・上下水道部における人材・組織体制等を整備するため、人材育成、適切な組織体制を構築する。

【上下水道部】

(e. 消防・救急救助体制の強化)

・多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援(受け入れ体制)を確立する。【消防本部】(再掲)

重要業績指標

(a. 総合的な治水対策)

・ため池改修と併せた事前放流施設の整備箇所数 1箇所 (R3) → 5箇所 (R7) 【産業振興部】

(b. 高潮対策)

・防潮堤必要防護高さの再設定: 0箇所 (R3) → 2箇所 (R7) ※坂越・福浦漁港 【産業振興部】

(c. 減災のためのソフト対策)

・ハザードマップ配布世帯 100% (R2) → 維持 (R7) 【危機管理】(再掲)

・赤穂市公式LINEの登録者数 4,400人 (R2) → 10,000人 (R6) 【市長公室】

・赤穂防災情報ネット登録者数 6,000人 (R2) → 8,000人 (R7) 【危機管理】

・ひょうご防災ネットアプリ登録者数 2,500人 (R2) → 5,000人 (R7) 【危機管理】

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

推進方針

- (a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)
- ・決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水被害想定区域やため池ハザードマップを公表し災害時に円滑な避難ができるように市民に広く情報提供する。 【産業振興部】
 - ・土砂災害ハザードマップは令和2年に改定したが、引き続き市民への周知、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を図るとともに、想定等に変更が生じた場合には、適宜更新する。 【危機管理】
 - ・気象観測システムの機能強化を図るとともに、情報発信手段の充実を図る。 【危機管理】(再掲)
- (b. 山地防災・土砂災害対策)
- ・急傾斜地崩壊危険区域内における対策工事を推進する。(兵庫県) 【建設部】
 - ・砂防堰堤や治山ダム等が整備されていない未対策箇所のうち、がけ直下に人家があるなど地域から要望がある緊急性の高い箇所について、県に対し重点的に整備を進めよう要望する。 【産業振興部】
 - ・土砂災害警戒区域に指定された市有地のがけ直下に人家がある箇所で、整備を進める必要がある。 【建設部】
 - ・関係機関と連携を図りながら、土砂災害警戒区域の指定を推進する。 【危機管理】
- (c. ため池対策)
- ・ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。 【産業振興部】
- (d. 危険住宅対策)
- ・市民等に対し、災害危険区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況並びにがけ地近接等危険住宅移転事業の周知を図るとともに、危険住宅からの移転を行う者に対して補助金を交付し、移転希望者の支援を行う。 【建設部】
- (e. 消防・救急救助体制の強化)
- ・多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援(受け入れ体制)を確立する。 【消防本部】(再掲)

重要業績指標

- (a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)
- ・浸水被害想定図の作成 62池(R3) → 66池(R7) ※赤穂市受益地 【産業振興部】
 - ・ため池ハザードマップの作成 18池(R3) → 20池(R7) 【産業振興部】
 - ・ハザードマップ配布世帯 100%(R2) → 維持(R7) 【危機管理】
 - ・赤穂市公式LINEの登録者数 4,400人(R2) → 10,000人(R6) 【市長公室】(再掲)
 - ・赤穂防災情報ネット登録者数 6,000人(R2) → 8,000人(R7) 【危機管理】(再掲)
 - ・ひょうご防災ネットアプリ登録者数 2,500人(R2) → 5,000人(R7) 【危機管理】(再掲)
- (b. 山地防災・土砂災害対策)
- ・山地災害危険箇所の整備着手箇所数: 3箇所(はりま台外)(R3) → 4箇所(R7) 【産業振興部】
 - ・土砂災害危険箇所の整備着手箇所数: 0箇所(R2) → 1箇所(R4) 【建設部】
- (c. ため池対策)
- ・ため池改修事業着手箇所数: 4箇所(R3) → 6箇所(R7) 【産業振興部】
 - ・大規模ため池等の重要な農業水利施設
レベル2耐震調査の実施数 2箇所(R3) → 維持(R7) 【産業振興部】
- (d. 危険住宅対策)
- ・災害危険区域等の指定状況並びに事業の再周知: 0地区(R1) → 21地区(R3) 【建設部】

(f. 土砂災害ハザードマップの作成)

・ハザードマップ配布世帯 100% (R2) → 維持 (R7) 【危機管理】(再掲)

1-6 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

推進方針

(a. 消防等の情報の迅速な伝達と共有)

・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利用促進を図るとともに、これらの媒体を適切に運用するなど、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する。 【市長公室】

・情報通信ネットワークが途絶した場合の災害情報を伝達するための代替手段の構築を推進する。

【市長公室】

(b. 消防・救急救助体制の強化)

・多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援(受け入れ体制)を確立する。 【消防本部】(再掲)

重要業績指標

(a. 消防等の情報の迅速な伝達と共有)

・赤穂市公式LINEの登録者数 4,400人 (R2) → 10,000人 (R6) 【市長公室】(再掲)

・赤穂防災情報ネット登録者数 6,000人 (R2) → 8,000人 (R7) 【危機管理】(再掲)

・ひょうご防災ネットアプリ登録者数 2,500人 (R2) → 5,000人 (R7) 【危機管理】(再掲)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

推進方針

(a. 食料、飲料水の供給体制の確保)

・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水車等による円滑な応急給水体制を確保する。また、病院・救護所等の重要給水施設に優先して給水する体制を整える。 【上下水道部】

・物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。 【危機管理】

・同時被災リスクの少ない遠方の義士親善友好都市との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時における連携体制の強化を図る。 【危機管理】

(b. 水道施設等の耐震化)

・水道施設及び管路について、大規模地震に対しても給水機能が維持できるよう、赤穂市水道ビジョン(H29~R8)に基づき耐震化を進める。 【上下水道部】

(c. 輸送路の確保：道路交通機能の強化)

・広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】

・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】(再掲)

・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計

画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。

【建設部】(再掲)

・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】(再掲)

・林道は山林や里山へのアクセスに重要な役割を果たしていることから、地域森林計画や林道橋長寿命化計画に基づいた開設や計画的な修繕等を進める。 【産業振興部】

(d. 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)

・各家庭における「自助」の取組みである3日間分の食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する市民への意識啓発を推進する。 【危機管理】

・非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。 【危機管理】
・大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。 【危機管理】

・防災教室等を開催し、「自助」及び「共助」の必要性について、住民の防災意識の高揚を図る。

【消防本部】

(e. エネルギー供給の停止)

・避難所の安定的電源確保に資する自家用発電の更新を促進する。 【市民会館】
・活動用資機材等の燃料供給について、複数の供給元の確保及び備蓄体制を図る。 【消防本部】
・非常用発電機の整備を促進する。 【消防本部】

(f. 消火設備等の普及)

・消火器等整備の重要性を、継続して市民に周知する。 【消防本部】(再掲)

重要業績指標

(a. 食料、飲料水の供給体制の確保)

・応急給水袋6リットルを全世帯分確保 【上下水道部】
 応急給水袋6リットル 3,000枚(R2) → 8,000枚(R7)
 給水用アルミタンク 1.5m³~1.0m³ 3台(R2) → 3台(R7)
 飲料水兼用耐震型貯水槽30m³ 1基(野中砂子公園) → 1基
・災害時応援協定締結数 54件(R2) 必要に応じ締結 【危機管理】

(b. 水道施設等の耐震化)

・水道管路の耐震化: 13.7%(R1) → 17.4%(R8) 【上下水道部】
・浄水施設の耐震化: 1.9%(R1) → 33.3%(R8) 【上下水道部】
・配水池の耐震化: 74.1%(R1) → 81.1%(R8) 【上下水道部】

(c. 輸送路の確保: 道路交通機能の強化)

・点検する橋梁数(2巡目点検): 104橋(R1) → 393橋(R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画]
 【建設部】(再掲)
・計画策定する橋梁数(2巡目点検): 393橋(R5) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲)
・計画的に修繕する橋梁数: 12橋(H27~R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲)
・林道等の整備: 開設2路線(R3) → 維持(R7) 【産業振興部】
・橋梁長寿命化計画: 1橋作成(R3) → 維持(R7) 【産業振興部】

| |
|---|
| <p>(d. 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市備蓄計画の策定 未策定 (R2) → 策定 (R3) 【危機管理】 ・備蓄倉庫の整備 29箇所 (R2) → 50箇所 (R7) 【危機管理】 <p>(e. エネルギー供給の停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市民会館の自家用発電機の更新 (R3) 【市民会館】 |
|---|

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

| |
|--|
| <p>推進方針</p> |
| <p>(a. 小規模集落における避難所機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区体育館、福浦コミュニティセンター体育館の避難所機能の強化を図る。 【教育委員会】 <p>(b. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】 ・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】(再掲) ・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】(再掲) ・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】(再掲) <p>(c. 港湾・漁港機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める。 【産業振興部】 <p>(d. 災害対応能力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害発生直後には、多数の孤立する集落の発生等が懸念されるため、早期に上空から対象地域を特定し、保持する消防力を最大限に発揮して効率的な消防活動を実施する。 【消防本部】 <p>(e. ヘリコプターが発着できるヘリポート数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状のヘリコプター離着陸可能地は34箇所ですが、条件が整った場所が確認できれば増加を図る。 【消防本部】 |
| <p>重要業績指標</p> |
| <p>(b. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検する橋梁数(2巡目点検): 104橋 (R1) → 393橋 (R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲) ・計画策定する橋梁数(2巡目点検): 393橋 (R5) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲) ・計画的に修繕する橋梁数: 12橋 (H27~R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲) <p>(c. 港湾・漁港機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設の計画的な点検・修繕: 2地区(坂越漁港・福浦漁港) (R3) → 2地区 (R7) (水産基盤施設機能保全計画) 【産業振興部】 <p>(e. ヘリコプターが発着できるヘリポート数)</p> |

・ヘリコプター離着陸可能地34箇所（現状）→ 候補地の調査継続 【消防本部】

2-3 消防等の災害対応力強化等による救助・救急活動等の絶対的不足

推進方針

(a. 消防等の災害対応力強化)

・大規模災害時には、同時多発的に火災、救急、救助等の災害事案が発生する。そのため、現状の消防隊・救急隊数では絶対的に不足することが予測されるため、出動可能隊数の増隊を図る。 【消防本部】

・大規模災害発生時においても、的確な消防・救急救助活動が行えるよう、消防・救急車両の適切な維持管理及び計画的な更新整備を図る。 【消防本部】

・消防団は、大規模災害時に地域防災の要となることから、活動力の強化と安全確保のため、装備品を充実させる。また、青年層の消防団員の確保に努め、現状の団員数を維持する。 【消防本部】

・災害により活動不能に陥る消防車両等の発生や道路の亀裂や液状化等により車両が走行困難になる可能性があるため、車両等を更新する場合には性能・機能強化を図る。【消防本部】

(b. 消防相互応援協定の締結)

・必要に応じ、消防相互応援協定の締結により消防力の強化を図る。 【消防本部】

(c. 消防広域連携強化事業)

・消防力の更なる充実・強化を図るため、近隣消防本部との広域連携について検討を行う。 【消防本部】

(d. 救急救命士の養成及び消防大学等派遣事業)

・救急救命士の養成及び消防職員として必要な知識、技能の習得のため、消防大学等専門的な教育機関への職員派遣を維持し、資質向上を目指す。 【消防本部】

(e. 消防団活性化事業)

・青年層の消防団員の確保及び団員の専門的な教育訓練への派遣に努めるとともに、消防団協力事業所の普及など、消防団の活性化・強化に努める。 【消防本部】

(f. 地域の防災組織の災害対応力強化)

・要配慮者の把握及び「自助」、「共助」の醸成。 【消防本部】

(g. 応急手当普及啓発事業)

・傷病者等に対し、すぐに応急手当を実施できる市民をさらに多く養成するため、講習の充実に努めるとともに、参加人数の増加を目指す。 【消防本部】

(h. ジュニア救急教室の実施)

・小学校（6年生）、中学校（2年生）に対するジュニア救急教室を実施し、応急手当に関する知識の及び技術の習得に努める。 【消防本部】

(i. 火災予防推進事業)

・住宅防火診断や防火指導、事業所や自主防災組織が行う消防訓練への立会い・指導、火災予防運動での啓発等により市民の防火防災意識の向上を図るとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の啓発を行い火災の減少を目指す。 【消防本部】

(j. 家庭、地域との連携)

・地域の様々な世代の方を対象に、災害発生時の救援・救護や避難所運営に関する知識を習得できる講習会等の実施を進めていく。 【消防本部】

(k. 防災関係機関との連携強化・訓練)

・防災総合訓練の実施により、地域住民や関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。 【危機管理】

(1. AEDの設置推進と設置場所の周知)

・公共施設や地域におけるAED（自動体外式除細動器）の設置を推進するとともに、救命講習等の実施により市民等への救命知識・技術の普及を図る。 【危機管理・消防本部】

重要業績指標

(b. 消防相互応援協定の締結)

・消防相互応援協定の締結件数 8件 (R2) → 随時締結 【消防本部】

(c. 防災関係機関との連携強化・訓練)

・訓練回数 1回/年 (R2) → 維持 【消防本部】

(d. 救急救命士の養成及び消防大学等派遣事業)

・救急救命士の養成 2人/年 (R2) → 維持 【消防本部】

・研修参加人数 1人 (R2) → 維持 【消防本部】

(e. 消防団活性化事業)

・消防団協力事業所数 13事業所 (R2) → 維持 【消防本部】

(f. 地域の防災組織の災害対応力強化)

・自治会自衛防災隊編成率 100% (R2) → 維持 【消防本部】

(g. 応急手当普及啓発事業)

・参加人員数 約2,200人/年 (R1) → 2,500人/年 (R7) 【消防本部】

(h. ジュニア救急教室の実施)

・講習等開催回数対象を指定して年間1回程度 (R2) → 対象学年の生徒に年間1回 【消防本部】

(i. 火災予防推進事業)

・訓練指導回数 36回 (R1) → 50回 (R7) 【消防本部】

・市報掲載回数 2～4回 (R2) → 維持 【消防本部】

(j. 家庭、地域との連携)

・講習会等の実施地区 17地区/年 (R1) → 25地区/年 (R7) 【消防本部】

(k. 防災関係機関との連携強化・訓練)

・防災総合訓練参加者数 555人 (R1) → 参加を促進する 【危機管理】

(1. AEDの設置推進と設置場所の周知)

・AED設置数 130台 (R2) → 設置を推進する 【危機管理】

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

推進方針

(a. 帰宅困難者対策の推進)

・市内企業に社員のとどめ置きを要請する。 【産業振興部】

・帰宅困難者に対して、公共交通機関と連携して避難及び帰宅のための情報を適切に提供し、不安感の解消に努める。 【危機管理】

(b. 救急・医療の受入れ体制の強化)

・避難所の環境等により多数の傷病者発生が見込まれることから救急体制の強化を図る。 【消防本部】

重要業績指標

(a. 帰宅困難者対策の推進)

- ・指定緊急避難場所の確保 50箇所 (R2) → 維持 (R7) 【危機管理】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

推進方針

(a. 応急手当普及啓発事業)

- ・傷病者等に対し、すぐに応急手当を実施できる市民をさらに多く養成するため、講習の充実に努めるとともに、参加人数の増加を目指す。 【消防本部】(再掲)

(b. ヘリコプターが発着できるヘリポート数)

- ・現状のヘリコプター離着陸可能地は34箇所ですが、条件が整った場所が確認できれば増加を図る。

【消防本部】(再掲)

(c. 医療施設の耐震化)

- ・診療所の耐震化を検討する。 【市民病院】(再掲)

(d. 救急・医療体制の充実)

- ・市民病院の災害時の救急・医療体制に対する備えを強化する。 【市民病院】

・大規模災害時において、介護老人保健施設利用者や他施設からの避難者に適切なケアが行える機能を確保するため、民間事業者、福祉関係団体等の広域的な人的支援の促進を図る。 【老健あこう】

・大規模災害時の要介護者等の受け入れ拠点の機能を確保するため、応急用医療・介護資機材の整備など所要の対策を図る。 【老健あこう】

(e. 病院等医療機関における非常用電源等の確保)

・災害時に非常用電源設備(非常用発電機、医療用無停電電源装置、直流電源装置)の機能が確保されるよう、適切な維持管理と燃料の備蓄を行う。 【市民病院】

・介護老人保健施設において、災害時に非常用発電設備の機能が確保されるよう、維持、補修および燃料の備蓄を行う。 【老健あこう】

(f. 緊急輸送道路ネットワーク等の確保)

・広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】

・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】(再掲)

・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。

【建設部】(再掲)

・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】(再掲)

重要業績指標

(a. 応急手当普及啓発事業)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・参加人員数 約2, 200人/年 (R1) → 2, 500人/年 (R7) 【消防本部】(再掲) (b. ヘリコプターが発着できるヘリポート数) ・ヘリコプター離着陸可能地34箇所(現状) → 候補地の調査継続 【消防本部】(再掲) (d. 救急・医療体制の充実) ・消防・他医療機関と合同災害訓練を実施。 1回/年(毎年) → 継続 【市民病院】 ・通常時、介護老人保健施設における医療・介護等スタッフ体制：施設基準に基づく人員確保の維持(50人定員 看・介護17人以上) 【老健あこう】 ・地域団体・業者との給油協定締結に向けた検討を行う。(実施時期：R3年度) 【市民病院】 ・本館医療用無停電電源装置を更新する。(実施時期：R3年度) 【市民病院】 ・本館直流電源装置の蓄電池を更新する。(実施時期：R4年度) 【市民病院】 (f. 緊急輸送道路ネットワーク等の確保) ・点検する橋梁数(2巡目点検)：104橋(R1) → 393橋 【建設部】(再掲) ・計画策定する橋梁数(2巡目点検)：393橋(R5)〔赤穂市橋梁長寿命化修繕計画〕 【建設部】(再掲) ・計画的に修繕する橋梁数：12橋(H27～R4)〔赤穂市橋梁長寿命化修繕計画〕 【建設部】(再掲) |
|--|

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

| |
|---|
| <p>推進方針</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> (a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築) ・感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種を接種するよう平時から広報等で接種勧奨を行う。 【保健センター】 ・簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。 【危機管理】 (b. 下水道施設の機能確保) ・赤穂市総合地震対策計画に基づき、施設の機能確保や流下能力の確保のため、下水道施設や重要な幹線等のうち、特に重要な管渠等の耐震化を推進する。 【上下水道部】 ・下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道業務継続計画の活用を図る。 【上下水道部】 (c. 救急・医療の受入れ体制の強化) ・避難所の環境等により多数の傷病者発生が見込まれることから救急体制の強化を図る。 【消防本部】(再掲) |
| <p>重要業績指標</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> (a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築) ・予防接種法に基づく麻しん・風しん予防接種の接種率：毎年95%以上 【保健センター】 ・簡易トイレ備蓄数 316個(R2) → 500個(R5) 【危機管理】 ・災害用トイレ袋備蓄数 0枚(R2) → 5,000枚(R7) 【危機管理】 (b. 下水道施設の機能確保) ・下水道処理場・ポンプ場(31箇所)の耐震化：10箇所(R1) → 13箇所(R7) 【上下水道部】 ・処理場・中継ポンプ場(31箇所)の耐震化 【上下水道部】 |

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

推進方針

(a. 避難者の健康の確保)

- ・災害時の保健活動等に関する研修及び訓練を実施する。 【保健センター】
- ・平時から、こころのケア相談ができる体制を整備するとともに県赤穂健康福祉事務所と協力し、災害時のメンタルヘルスケアに対応できる要員を確保するとともに、こころのケアチーム等の円滑な受け入れ体制を整備する。 【保健センター】

(b. 避難所としての機能を担う市有施設の整備)

- ・災害時において、様々な防災活動や救助・救急活動の拠点等として活用する公共施設の整備を推進する。 【危機管理】
- ・経年劣化対策や耐震化のほか、空調の整備やバリアフリー化などにより、避難所の利用環境の向上を図る。 【避難所施設の所管部】
- ・指定避難所である市有施設の耐震化を検討する。 【避難所施設の所管部】
- ・市民総合体育館、地区体育館の耐震化率は100%であるが、経年劣化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な改修・改築等を進める。 【教育委員会】

(c. 避難所の衛生環境の確保)

- ・学校施設等のトイレ洋式化・ドライ化改修及びエアコン整備等の取組を進める。 【避難所施設の所管部】

(d. 救急・医療の受け入れ体制の強化)

- ・環境等により多数傷病者、負傷者の発生が見込まれることから救急・医療の受け入れ体制の強化を図る。 【消防本部】(再掲)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針

(a. 市庁舎等の耐震化)

- ・本庁舎は耐震診断を実施済みであるが、市防災対策本部としての機能を果たす必要があり、築35年以上が経過し建物機械設備の経年劣化が進行しているため、公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理を

実施し長寿命化を図る。 【総務部】

- ・第2庁舎は耐震診断の実施、耐震化及び建て替えを検討する。 【教育委員会】
- ・発災直後において、業務継続計画に定めた非常時優先業務に必要な基幹業務システム等の業務継続性を向上させるため、耐災害性の強化、高度化をさらに推進する。 【総務部・市民部】

(b. 災害時即時対応体制の強化)

- ・職員が、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、緊急参集訓練や職場研修等を通じて周知徹底を図る。 【危機管理】

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「赤穂市業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を最大限に迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。 【全庁】 ・庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。 【全庁】 (c. 市域を越えた連携強化) ・職員の絶対的不足に備え、広域的な相互応援協定の締結や災害時受援体制の整備等、支援人員の受け入れ体制を構築する。 【全庁】 (d. 消防活動拠点の整備と機能強化) ・消防庁舎を永続的に維持管理するとともに、停電時の非常電源対策や浸水対策、飲料水・食料の備蓄等により活動能力を強化する。 【消防本部】 ・地域拠点である消防分団詰所のうち6棟がコンクリートブロック造であり、経年劣化が進んでいることから、計画的に建て替えを行う。 【消防本部】 (e. 消防・救急救助体制の強化) ・多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援(受け入れ体制)を確立する。 【消防本部】(再掲) |
| 重要業績指標 |
| <ul style="list-style-type: none"> (b. 災害時即時対応体制の強化) ・防災総合訓練の実施 1回 (R2) → 継続 【危機管理】(再掲) (d. 消防活動拠点の整備と機能強化) ・消防分団詰所の耐震化 9カ分団 (R2) → 10カ分団 (R7) 【消防本部】 |

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

| |
|--|
| 推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> (a. 情報通信手段の確保) ・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利活用を進める。これらの媒体の適切運用などにより、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する。 【市長公室】 ・情報通信ネットワークが途絶した場合に災害情報を伝達するため、防災情報機器の機能強化及び代替手段の構築を推進する。 【市長公室】 (b. 消防の情報通信施設の電源確保) ・情報通信施設である通信指令システムには無停電電源装置や非常用発電機等の設備が設置されているものの、大規模災害発生時には電源供給が長期間途絶する可能性が高いことから、72時間稼働可能な電源を確保する。 【消防本部】 |
| 重要業績指標 |
| <ul style="list-style-type: none"> (a. 情報通信手段の確保) ・赤穂市公式LINEの登録者数 4,400人 (R2) → 10,000人 (R6) 【市長公室】(再掲) ・赤穂防災情報ネット登録者数 6,000人 (R2) → 8,000人 (R7) 【危機管理】(再掲) ・ひょうご防災ネットアプリ登録者数 2,500人 (R2) → 5,000人 (R7) 【危機管理】(再掲) |

4-2 ラジオ・テレビ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

| 推進方針 |
|---|
| <p>(a. 情報提供手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利活用を進める。これらの媒体の適切運用などにより、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する。【市長公室】(再掲) ・情報通信ネットワークが途絶した場合の災害情報を伝達するため、防災情報機器の機能強化及び代替手段の構築を推進する。【市長公室】(再掲) ・県が提供している雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データの閲覧方法、及び市が設置している気象観測システムの周知に努める。【危機管理】 ・巡回広報が可能な公用車を整備する。【総務部・危機管理】 |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 情報提供手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡声器つき公用車台数 16台(R2) → 維持(R7) (青パト分) 【総務部・危機管理】 |

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 推進方針 |
|---|
| <p>(a. 消防等の情報の迅速な伝達と共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利活用を進める。これらの媒体の適切運用などにより、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する。【市長公室】(再掲) ・情報通信ネットワークが途絶した場合の災害情報を伝達するため、防災情報機器の機能強化及び代替手段の構築を推進する。【市長公室】(再掲) <p>(b. 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が提供している雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データの閲覧方法、及び市が設置している気象観測システムの周知に努める。【危機管理】(再掲) <p>(c. 情報収集・提供に係る人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のフェニックス防災システム等の操作訓練に努める。【危機管理】 <p>(d. 災害時要配慮者の避難支援体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者について、避難の個別支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が、避難支援者と連携を図り、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。【健康福祉部】 ・避難訓練を実施し、避難確保計画(洪水・土砂災害)の随時見直しを行う。【避難確保計画作成義務施設】 ・介護老人保健施設における利用者の避難確保計画に基づく支援体制を構築する。【老健あこう】 |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 消防等の情報の迅速な伝達と共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡声器つき公用車台数 16台(R2) → 維持(R7) 【総務部・危機管理】(再掲) <p>(c. 情報収集・提供に係る人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のフェニックス防災システム等の操作員の育成 3人(R2) → 維持(R7) 【危機管理】 <p>(d. 災害時要配慮者の避難支援体制の構築)</p> |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画作成数 61件 (R2) → 108件 (R7) 【健康福祉部】 ・避難確保計画 (洪水・土砂災害) 作成率 100% (R2) → 維持 (R7) 【危機管理】 ・情報伝達訓練、避難訓練等の実施2回以上/年 → 継続 【老健あこう】 (再掲) |
|---|

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

| |
|---|
| 推進方針 |
| <p>(a. 市内事業所BCP策定の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生により、事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、経済団体が事業者に対して実施するセミナーや専門家派遣への支援を通して、市内中小企業のBCPの策定を促進する。 【産業振興部】 |

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

| |
|---|
| 推進方針 |
| <p>(a. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】 ・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】 (再掲) ・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】 (再掲) ・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】 (再掲) <p>(b. 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者が策定するBCPに基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を行うよう、啓発を行う。 【産業振興部】 |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検する橋梁数 (2巡目点検) : 104橋 (R1) → 393橋 (R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】 (再掲) ・計画策定する橋梁数 (2巡目点検) : 393橋 (R5) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】 (再掲) ・計画的に修繕する橋梁数 : 12橋 (H27~R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】 (再掲) |

5-3 コンビナート施設の損壊、火災、爆発等

| |
|--|
| 推進方針 |
| <p>(a. 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等特定事業所との合同訓練を今後も継続して実施する。 【消防本部】 |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・消防法に規定する危険物を取扱う施設に対し、危険物安全週間等で立入検査を実施しており、今後も継続して検査を実施する。 【消防本部】 |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等特定事業所との合同訓練実施回数 1回/年(R2) → 継続(R7) 【消防本部】 ・立入検査実施回数 2回/年(R2) → 継続 【消防本部】 |

5-4 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

| |
|--|
| 推進方針 |
| <p>(a. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】 ・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】(再掲) ・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】(再掲) ・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】(再掲) |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検する橋梁数(2巡目点検): 104橋(R1) → 393橋(R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲) ・計画策定する橋梁数(2巡目点検): 393橋(R5) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲) ・計画的に修繕する橋梁数: 12橋(H27~R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】(再掲) |

5-5 商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止

| |
|--|
| 推進方針 |
| <p>(a. 金融機関におけるBCP策定の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、県信用保証協会等を通じて、市内金融機関のBCPの策定を促進する。 【産業振興部】 |

5-6 食料等の安定供給の停滞

| |
|--|
| 推進方針 |
| <p>(a. 食品産業事業者や施設管理者の対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化するため、農道橋や排水機場等、農村の防災対策等を推進する。 【産業振興部】 |

- ・物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。 【危機管理】（再掲）
- ・同時被災リスクの少ない遠方の義士親善友好都市との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時における連携体制の強化を図る。 【危機管理】（再掲）
- (b. 道路等の機能強化)
 - ・広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】
 - ・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】（再掲）
 - ・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】（再掲）
 - ・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】（再掲）
- (c. 非常用物資の備蓄促進)
 - ・各家庭における「自助」の取組みである3日間分の食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する市民への意識啓発を推進する。 【危機管理】（再掲）
 - ・大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。 【危機管理】（再掲）

重要業績指標

- (a. 食品産業事業者や施設管理者の対応力強化)
 - ・農道橋（15m以下）を対象とした点検・診断実施数 0橋（R2）→10橋（R6） 【産業振興部】
 - ・湛水被害等のリスクを軽減する農地面積：272.3ha（R2）→維持（R6） 【産業振興部】
 - ・排水機場の耐震照査数：2施設（R2）→6施設（R6） 【産業振興部】
 - ・災害時応援協定締結数 61件（R2） 必要に応じ締結 【危機管理】
- (b. 道路等の機能強化)
 - ・点検する橋梁数（2巡目点検）：104橋（R1）→393橋（R4）〔赤穂市橋梁長寿命化修繕計画〕 【建設部】（再掲）
 - ・計画策定する橋梁数（2巡目点検）：393橋（R5）〔赤穂市橋梁長寿命化修繕計画〕 【建設部】（再掲）
 - ・計画的に修繕する橋梁数：12橋（H27～R4）〔赤穂市橋梁長寿命化修繕計画〕 【建設部】（再掲）
- (c. 非常用物資の備蓄促進)
 - ・赤穂市備蓄計画の策定 未策定（R2）→策定（R3） 【危機管理】（再掲）

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

推進方針

- (a. 水資源の有効利用等の促進)
 - ・農業用水の利用・管理の効率化と有効活用（代替水源）を図るため、経年劣化が進む農業水利施設の整備

| |
|--|
| <p>や漏水防止等の機能保全対策を推進する。 【産業振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化を進めるため、赤穂市水道ビジョンに基づき、施設の耐震性能の把握と計画的な耐震化等の施設整備を推進する。 【上下水道部】(再掲) ・水源の保護を推進する。 【上下水道部】 |
| <p>重要業績指標</p> |
| <p>(a. 水資源の有効利用等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的農業用水利施設の機能診断実施施設数 6施設 (R3) → 9施設 (R7) 【産業振興部】 ・ため池改修事業着手箇所数: 4池 (R3) → 6池 (R7) 【産業振興部】(再掲) ・浄水施設の耐震化: 1.9% (R1) → 33.3% (R8) ・配水池の耐震化: 74.1% (R1) → 81.1% (R8) |

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

| |
|---|
| <p>推進方針</p> |
| <p>(a. 水道用水供給施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設及び管路について、大規模地震に対しても給水機能が維持できるように、赤穂市水道ビジョン (H29～R8) に基づき耐震化を進める。 【上下水道部】 <p>(b. 広域的な応援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互応援協定等に基づき、兵庫県及び(公社)日本水道協会会員水道事業者の災害時連絡体制や補修資機材の保有状況について情報共有を図り、必要に応じて応援要請を行う体制を整える。 【上下水道部】 ・兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づいて、県内の水道事業者による緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで、水道施設の速やかな復旧をめざす。 【上下水道部】 <p>(c. クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原微生物の対策整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で高品質な水道水を供給するため、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原微生物対策を推進する。 【上下水道部】 <p>(d. 水道用水供給施設の浸水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年多発する異常気象による局地的な大雨、高潮による浸水被害を防止するため、浸水が予測される水道施設について浸水対策を推進する。 【上下水道部】 |
| <p>重要業績指標</p> |
| <p>(a. 水道用水供給施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道管路の耐震化: 13.7% (R1) → 17.4% (R8) (赤穂市水道ビジョン) 【上下水道部】 ・浄水施設の耐震化: 1.9% (R1) → 33.3% (R8) 【上下水道部】 ・配水池の耐震化: 74.1% (R1) → 81.1% (R8) 【上下水道部】 <p>(c. クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原微生物の対策整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備率: 水源地40% (R1) → 80% (R5) 【上下水道部】 <p>(d. 水道用水供給施設の浸水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備率: 浸水対策整備率 0% (R1) → 12.5% (R8) 【上下水道部】 |

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

| 推進方針 |
|---|
| <p>(a. 下水道施設の耐震化・老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤穂市総合地震対策計画に基づき、施設の機能確保や流下能力の確保のため、下水道施設や重要な幹線等のうち、特に重要な管渠等の耐震化を推進する。 【上下水道部】 下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検調査及び更新等を行うことにより、下水道施設の持続的な機能確保を図る。 【上下水道部】 下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道業務継続計画の活用を図る。 【上下水道部】(再掲) <p>(b. 農業集落排水施設の老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経年劣化した農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施するとともに、診断に基づく長寿命化等を着実に推進する。 【上下水道部】 |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 下水道施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道処理場・中継ポンプ場(31箇所)の耐震化 10箇所(R1) → 13箇所(R7) 【上下水道部】(再掲) 処理場・中継ポンプ場(31箇所)の耐震化 【上下水道部】(再掲) <p>(b. 農業集落排水施設の老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設の機能診断実施数：2箇所(R1) → 4箇所(R7) 【上下水道部】 |

6-3 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

| 推進方針 |
|--|
| <p>(a. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】 道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】(再掲) 今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】(再掲) 赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】(再掲) |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検する橋梁数(2巡目点検)：104橋(R1) → 393橋(R4) 【建設部】(再掲) 計画策定する橋梁数(2巡目点検)：393橋(R5) 【建設部】(再掲) 計画的に修繕する橋梁数：12橋(H27~R4) 【建設部】(再掲) |

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

| 推進方針 |
|--|
| <p>(a. 水資源の有効利用等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水の利用・管理の効率化と有効活用（代替水源）を図るため、経年劣化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。 【産業振興部】（再掲） ・水道施設の耐震化を進めるため、赤穂市水道ビジョンに基づき、施設の耐震性能の把握と計画的な耐震化等の施設整備を推進する。 【上下水道部】（再掲） |
| 要業績指標 |
| <p>(a. 水資源の有効利用等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的農業水利施設の機能診断実施施設数 6施設（R2）→9施設（R6） 【産業振興部】（再掲） ・ため池改修事業着手箇所数：4池（R3）→6池（R7） 【産業振興部】 ・浄水施設の耐震化：1.9%（R1）→33.3%（R8） 【上下水道部】 ・配水池の耐震化：74.1%（R1）→81.1%（R8） 【上下水道部】 |

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

| 推進方針 |
|---|
| <p>(a. 消防等の災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援（受け入れ体制）を確立する。 【消防本部】（再掲） ・消防職員、消防団員の技能向上のため、各種訓練回数の増加に努める。 【消防本部】 |
| <p>(b. 耐震性防火水槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震等による大規模火災に対応するため、耐震性防火水槽の設置・更新を図る。 【消防本部】（再掲） |
| <p>(c. 企業の防災意識の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の企業について、企業防災力の向上を図るため、要請に応じ、地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた防災訓練及び講座を実施する。 【消防本部】（再掲） |
| <p>(d. 密集市街地の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地等の改善のため、道路・緑地等の整備、老朽建築物の除却や建替え等により計画的な解消を図る。 【建設部】（再掲） |
| <p>(e. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な緊急輸送道路ネットワークを補完するため、代替となる生活道路ネットワークの整備を図り、安全で利便性の高い道路網の構築等を推進する。 【建設部】 ・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】（再掲） ・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】（再掲） ・赤穂市道路橋長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制 |

| |
|---|
| <p>し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】（再掲）</p> <p>(f. 住宅・建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の耐震化を進めるため、県等と連携し、耐震診断及び耐震改修等への助成や所有者等に対する意識啓発活動等の取組を推進する。 【建設部】（再掲） |
| <p>重要業績指標</p> |
| <p>(b. 耐震性防火水槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性防火水槽 40 m³ 37基 (R2) → 42基 (R7) 【消防本部】（再掲） <p>(c. 企業の防災意識の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施件数 要請に応じ随時開催 (R2) → 継続 【消防本部】（再掲） <p>(d. 密集市街地の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭隘道路整備延長 664 m (H30) → 1,026 m (R6) 【建設部】（再掲） <p>(e. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検する橋梁数（2巡目点検）：104橋 (R1) → 393橋 (R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】（再掲） 計画策定する橋梁数（2巡目点検）：393橋 (R5) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】（再掲） 計画的に修繕する橋梁数：12橋 (H27～R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】（再掲） <p>(f. 住宅・建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の耐震化率 【建設部】（再掲） 住宅：73.9% (H25) → 97% (R7) 多数利用建築物：92% (H28) → 97% (R7) |

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

| |
|--|
| <p>推進方針</p> |
| <p>(a. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について、県と連携して実態把握を行い、耐震改修等への助成制度の創設等、耐震化を促進する取組について検討を行う。 【建設部】 |
| <p>重要業績指標</p> |
| <p>(a. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の把握率 0% (R1) → 100% (R3) 【建設部】 |

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

| |
|--|
| <p>推進方針</p> |
| <p>(a. ため池等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。 【産業振興部】 ため池等の農業水利施設の点検・調査を実施するとともに、その結果を踏まえた施設の改修、耐震化や長寿命化等のハード対策を実施する。 【産業振興部】 利用されなくなったため池の廃止を推進する。 【産業振興部】 <p>(b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進)</p> |

- ・ため池については、5年ごとに定期点検の実施を推進する。 【産業振興部】
- ・ため池管理者による日常管理を徹底するため、ため池管理者講習会を毎年1回開催し、適切な日常管理を推進する。 【産業振興部】
- (c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)
- ・決壊すると下流へ大きな被害を及ぼす防災重点ため池について、ハザードマップの作成と周知を行うとともに、機能の低下したため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促す。 【産業振興部】(再掲)
- (d. 山地防災・土砂災害対策)
- ・砂防堰堤や治山ダム等が整備されていない未対策箇所のうち、がけ直下に人家があるなど地域から要望がある緊急性の高い箇所について、県に対し重点的に整備を進めるよう要望する。 【産業振興部】(再掲)

重要業績指標

- (a. ため池等の整備)
- ・排水機場の改修工事実施箇所数：2箇所(R3)→3箇所(R7) 【産業振興部】
- ・大規模ため池等重要な農業水利施設のレベル2耐震調査の実施数
2箇所(R3)→維持(R7) 【産業振興部】(再掲)
- ・ため池廃止数：1池(R3)→4池(R7) 【産業振興部】
- (b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進)
- ・ため池定期点検の実施：0池(R3)→52池(R7) ※赤穂市受益地 【産業振興部】
- ・ため池管理者講習会の実施：1回/年(R3)→維持(R7) 【産業振興部】
- (c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)
- ・ため池定期点検の実施：0池(R3)→52池(R7) ※赤穂市受益地 【産業振興部】(再掲)
- ・ため池管理者講習会の実施：1回/年(R3)→維持(R7) 【産業振興部】(再掲)
- (d. 山地防災・土砂災害対策)
- ・山地災害危険箇所の整備着手箇所数 3箇所(はりま台外)(R3)→4箇所(R7) 【産業振興部】(再掲)

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

推進方針

- (a. 有害物質の漏洩対策)
- ・有害物質の流出時に迅速に対応するため、工場・事業場等との情報共有を図り大規模災害時の対応や連絡体制を構築する。 【市民部】

7-5 農地・森林等の被害による県土の荒廃

推進方針

- (a. 農地・農業水利施設等の保全管理)
- ・多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。
【産業振興部】
- (b. 災害に強い森づくりの推進)
- ・兵庫県が実施主体である「災害に強い森づくり」関連事業により、森林の防災面での機能強化を早期・確

実に進めるため、うっそうとした集落裏山の対策を行う里山防災林整備事業や森林山村多面的機能発揮交付金事業を県に対し要望する。 【産業振興部】

(c. 適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

・自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。 【建設部】

重要業績指標

(a. 農地・農業水利施設等の保全管理)

・多面的機能支払交付金事業に取り組む農地面積及び活動組織数 【産業振興部】

662ha (R3) → 維持 (R7)

20組織 (R3) → 維持 (R7)

(b. 災害に強い森づくりの推進)

・災害に強い森づくり整備実施面積 (里山防災林整備事業実施面積) 【産業振興部】

21.8ha (R3) → 29.8ha (R7)

・森林山村多面的機能発揮交付金整備の実施面積 1.0ha (R3) → 維持 (R7) 【産業振興部】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

推進方針

(a. 災害廃棄物対策の強化)

・災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直す。 【市民部】

・災害廃棄物処理等に係る応援協定の締結を推進する。 【市民部】

・災害対策の車両の整備を推進する。 【市民部】

・ごみ処理施設を安定的に稼働できるよう、経年劣化したごみ処理施設の整備を推進する。 【市民部】

8-2 復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

推進方針

(a. 災害ボランティアの受入れ体制の整備)

・災害時における広域的な支援体制の強化に向け、災害時受援計画により、他の自治体等からの支援を円滑に受け取ることができる体制を整備する。 【危機管理】

・赤穂市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターの運営を支援し、災害ボランティアの円滑な受け入れを促進する。 【健康福祉部・危機管理】

重要業績指標

(a. 災害ボランティアの受入れ体制の整備)

・災害ボランティア登録者数 82人 (R2) → 90人 (R7) 【健康福祉部】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

| 推進方針 |
|--|
| <p>(a. 浸水への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。 <p>【産業振興部】(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル2津波(最大クラスの津波)が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して、機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。 【産業振興部】(再掲) 近年多発する異常気象における高潮による浸水被害を防止するため、浸水が予測される水道施設について浸水対策を推進する。 【上下水道部】 下水道施設の浸水対策を推進する。また、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため下水道業務継続計画の活用を推進する。 【上下水道部】 <p>(b. 消防・救急救助体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数死傷者の発生を想定し、初動体制を確立するとともに、消防団との連携を図る。また、早期の広域応援(受け入れ体制)を確立する。 【消防本部】(再掲) |
| 重要業績指標 |
| <p>(a. 浸水への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸閘等閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化対策 0基(R3) → 1基(R7) 【産業振興部】(再掲) 防潮堤等の越流、引波対策・沈下対策 【産業振興部】(再掲) 坂越漁港 L=918.5m(レベル2津波調査:未実施(R2) → 実施(R6)) 福浦漁港 L=406.0m(レベル2津波調査:未実施(R2) → 実施(R6)) 高潮浸水対策整備率: 0%(R1) → 12.5%(R8) 【上下水道部】 |

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

| 推進方針 |
|--|
| <p>(a. 地域の防災組織の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団は、大規模災害時に地域防災の要となることから、活動力の強化と安全確保のため、装備品の充実を図る。また、青年層の消防団員の確保に努め、現状の団員数を維持する。 【消防本部】(再掲) 青年層の消防団員の確保及び団員の専門的な教育訓練への派遣に努めるとともに、消防団協力事業所の普及など、消防団の活性化・強化に努める。 【消防本部】(再掲) 住宅防火診断や防火指導、事業所や自主防災組織が行う消防訓練への立会い・指導、火災予防運動での啓発等により市民の防火防災意識の向上を図り増加を目指すとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の啓発を行い火災の減少を目指す。 【消防本部】(再掲) <p>(b. 警察・消防との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財に関する情報を警察等に提供して情報の共有を図るとともに、指定文化財の防災体制について消防と連携し、年に1回以上の予防査察を受ける。 【教育委員会】 <p>(c. 災害ボランティア活動支援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、赤穂市社会福祉協議会との協 |

| |
|--|
| <p>定等に基づき、災害ボランティアの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。 【健康福祉部】</p> <p>(d. 文化財等の耐災害性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民俗資料館は、歴史的建造物であるため、耐震化、防火設備の整備等を検討する。 【教育委員会】 ・博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。 【教育委員会】 ・赤穂城跡整備事業として、崩落のおそれのある城壁の修理を推進する。 【教育委員会】 ・文化財施設整備事業として、文化財の防災設備の整備等を推進する。 【教育委員会】 ・図書館や青少年育成センターの浸水対策を検討する。 【教育委員会】 |
| <p>重要業績指標</p> |
| <p>(a. 地域の防災組織の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員及び消防団員の能力向上、装備の充実。 【消防本部】(再掲) ・消防団協力事業所数 13事業所(R2) → 継続 【消防本部】(再掲) ・訓練指導回数 36回(R2) → 98回(R7) 【消防本部】(再掲) ・市報掲載回数 2～4回(R2) → 継続 【消防本部】(再掲) <p>(c. 災害ボランティア活動支援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設訓練の実施 1回/年(R2) → 維持(R7) 【健康福祉部】 ・災害ボランティア養成講座の実施 1回/年(R2) → 維持(R7) 【健康福祉部】 |

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

| |
|---|
| <p>推進方針</p> |
| <p>(a. 地籍調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備することや、緊急輸送道路ネットワーク等の事業進捗を図るため、地籍調査事業の推進を図る。 <p>【建設部】</p> <p>(b. 応急仮設住宅の迅速な整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の活用や民間住宅のあっせん、応急仮設住宅の建設について、兵庫県と協力・連携しながら住宅の確保に努める。 【建設部】 |
| <p>重要業績指標</p> |
| <p>(a. 地籍調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査進捗率：10% (H30) → 13% (R7) 【建設部】 |

8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

| |
|--|
| <p>推進方針</p> |
| <p>(a. 災害発生時における国内外への情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業や行政を含む関係機関との連携を強化する。 |

【全庁】

(b. 失業者に対する早期再就職支援)

- ・失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。 【産業振興部】

【2】横断的分野別推進方針

1 リスクコミュニケーション

推進方針

(a. 普及啓発・自主防災活動の活性化)

・市内の企業について、企業防災力の向上を図るため、要請に応じ、地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた防災訓練及び講座を実施する。 【消防本部】（再掲）

- ・消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。 【消防本部】

(b. 防災教育の実施)

・阪神淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの命を守るため自主的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える防災教育を推進する。 【危機管理】

- ・学校での避難訓練の実施や、命の大切さや自助、共助の精神を学ぶ機会を継続する。【教育委員会】（再掲）

(c. ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知)

・決壊すると多大な影響を与えるため池については、ため池ハザードマップ作成及び周知を推進し、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。 【産業振興部】

・浸水・土砂災害・高潮・津波ハザードマップを適宜更新し、市民に配布することにより、地域が抱えるリスク等をきめ細かく周知し、迅速で的確な避難行動に結びつける。 【危機管理】

重要業績指標

(c. ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知)

- ・浸水被害想定図の作成 62池 (R3) → 66池 (R7) 【産業振興部】

- ・ため池ハザードマップの作成 18池 (R3) → 20池 (R7) 【産業振興部】（再掲）

2 人材育成

推進方針

(a. 地域の防災人材の育成)

- ・近年多発する豪雨に対応するため、人材育成及び適切な組織体制を構築する。 【全庁】

- ・地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。 【危機管理】

- ・自主防災組織の活性化を図り、自助、共助による住民の安全な避難を確保する。 【消防本部】（再掲）

・青年層の消防団員の確保及び団員の専門的な教育訓練への派遣に努めるとともに、消防団協力事業所の普及など、消防団の活性化・強化に努める。 【消防本部】（再掲）

重要業績指標

(a. 地域の防災人材の育成)

- ・防災講習会等の参加人数 2,297人 (H30) → 2,700人 (R7) 【消防本部】

3 官民連携

| 推進方針 |
|--|
| (a. 災害ボランティア活動支援体制の整備) ・災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、赤穂市社会福祉協議会との協定等に基づき、災害ボランティアの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。 【健康福祉部】(再掲) |
| 重要業績指標 |
| (a. 災害ボランティア活動支援体制の整備) ・開設訓練の実施 1回/年 (R2) → 維持 (R7) 【健康福祉部】(再掲) ・災害ボランティア養成講座の実施 1回/年 (R2) → 維持 (R7) 【健康福祉部】(再掲) |

4 老朽化対策

| 推進方針 |
|---|
| (a. 計画的な老朽化対策の推進) ・赤穂市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進と保有量の最適化、財政負担の軽減・平準化に取り組む。 【全庁】 ・本庁舎は昭和57年3月に竣工した建物であり、築35年以上が経過し建物機械設備の経年劣化も進行しているため、今後も公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理を実施し長寿命化を図る。【総務部】 |
| (b. 公共施設の老朽化対策) ・市営住宅の適切な維持補修を実施する。 【市民部】 ・老人福祉センター万寿園、総合福祉会館について、計画的な施設の点検・修繕を行い、安全性を最優先した計画的な整備を推進するとともに、施設の防災機能向上を図る。 【健康福祉部】 ・小中学校の建物の耐震化は完了しているが、多数の教員及び児童生徒等の安全確保や指定緊急避難場所の観点からも、今後も十分な耐震性を確保できるよう引き続き維持・補修を行うとともに、経年劣化が進んだ建物については、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する。 【教育委員会】(再掲) |
| (c. 社会基盤施設の老朽化対策) ・道路法施行規則第4条の5の5に基づき、赤穂市が管理する橋長2.0m以上の道路橋393橋について、近接目視による点検を実施する。 【建設部】(再掲) ・今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁数が急速に増大するが、道路交通の安全性を確保する上で、計画的な予防保全を行い、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、長寿命化修繕計画を策定する。 【建設部】(再掲) ・赤穂市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、赤穂市が管理する道路橋の計画的な修繕や架け替えを実施することで、道路橋の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、道路交通の安全性を向上させる。 【建設部】(再掲) ・公園施設長寿命化計画に基づき、赤穂市が管理する公園施設の計画的な修繕や改修を実施することで、公園施設の長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制し、公園の安全性の向上を図る。 【建設部】 ・経年劣化対策を確実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテ |

ナンス研修の継続実施や老朽化対策に資する新技術・新工法の活用等を推進する。 【産業振興部】

- ・農業用施設等の機能診断と機能保全計画の策定を速やかに実施し、策定済の基幹的農業水利施設と併せ、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。 【産業振興部】
- ・学校給食センターは、築50年が経過しており、安全性及び減災の観点から計画的・効率的に経年劣化対策を行うとともに新学校給食センターの建替整備を推進する。 【教育委員会】
- ・今後増加する法定耐用年数を超えた老朽管・経年管に対応するため、赤穂市水道ビジョン（H29～R8）に基づき、計画的に水道施設及び管路の更新・耐震化を推進する。 【上下水道部】
- ・アセットマネジメント事業評価を実施し、赤穂市水道ビジョンによる施設更新整備計画に基づき、更新整備を推進する。 【上下水道部】
- ・市管理の社会基盤施設である、道路、河川、下水道、公園、漁港等の施設について、計画的な定期点検を行うとともに、損傷等があり対策が必要な施設については優先度に応じた修繕・更新を実施するなど、計画的・効率的に経年劣化対策を推進し、市民の安全・安心を確保する。 【上下水道部・産業振興部】
- ・農業集落排水施設等の機能診断と機能保全計画の策定を速やかに実施し、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。 【上下水道部】
- ・介護老人保健施設の設置目的に沿ったサービスを提供していくためには、施設の経年劣化等への対応が必要であることから、経営状況を踏まえつつ、計画的な施設整備を行う。 【老健あこう】

重要業績指標

(b. 公共施設の老朽化対策)

・学校施設の耐震化率 100% (R2) → 維持 (R7) 【教育委員会】

(c. 社会基盤施設の老朽化対策)

・点検する橋梁数（2巡目点検）：104橋 (R1) → 393橋 (R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画]
【建設部】（再掲）

・計画策定する橋梁数（2巡目点検）：393橋 (R5) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】（再掲）

・計画的に修繕する橋梁数：12橋 (H27～R4) [赤穂市橋梁長寿命化修繕計画] 【建設部】（再掲）

・林道橋梁を対象とした点検・診断実施数：1橋 (R3) → 維持 (R7) 【産業振興部】

・老朽対策を完了した漁港の係留施設数：1箇所 (R3) → 維持 (R7) 【産業振興部】

・基幹的農業用水利施設の機能診断実施施設数 6施設 (R3) → 9施設 (R7) 【産業振興部】（再掲）

・農業用河川工作物の改修・機能向上対策実施数 1施設 (R3) → 1施設 (R7) 【産業振興部】

・水道管路の更新に合わせた耐震化：13.7% (R1) → 17.4% (R8) (赤穂市水道ビジョン)
【上下水道部】

・水道管路の更新に合わせた耐震化：13.7% (R1) → 17.4% (R8) (赤穂市水道ビジョン)
【上下水道部】

・赤穂市水道ビジョンに基づき、管路23,045mの更新・耐震化を図る。 【上下水道部】

・耐震化率 【上下水道部】

浄水施設 1.9% (R1) → 33.3% (R8)

配水池 74.1% (R1) → 81.1% (R8)

・下水道処理場・中継ポンプ場（31箇所）の耐震化

10箇所 (R1) → 13箇所 (R7) 【上下水道部】（再掲）

・農業集落排水施設の機能診断実施数：2箇所 (R1) → 4箇所 (R7) 【上下水道部】

・処理場・中継ポンプ場（31箇所）の耐震化 【上下水道部】（再掲）

5 広域応援機能の確保

推進方針

(a. 広域応援・受援体制の整備)

・災害時における広域的な支援体制の強化に向け、災害時受援計画により、他の自治体等からの支援を円滑に受けることができる体制を整備する。 【全庁】

(b. 訓練の実施)

・兵庫県、県下市町、及び（公社）日本水道協会等が開催する防災訓練へ参加する。 【上下水道部】

(c. 災害時対策の推進)

・赤穂市上下水道部災害応急対策マニュアルに基づき、兵庫県、及び（公社）日本水道協会兵庫県支部長へ被害状況の報告や応援要請を行う。 【上下水道部】

重要業績指標

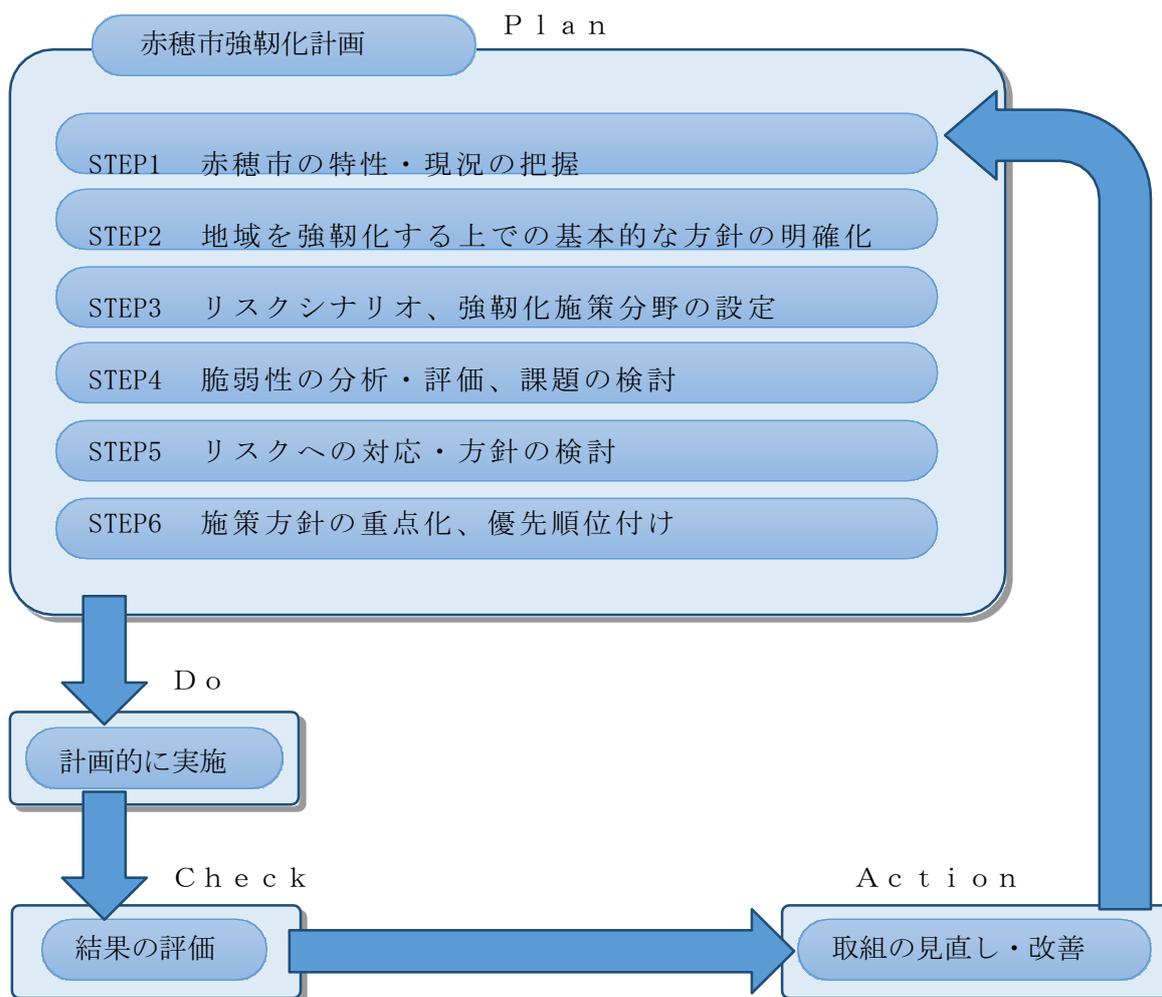
(b. 訓練の実施)

・県下広域防災訓練参加回数：0回／年（R1） → 1回／年 【上下水道部】

第6章 計画の推進・見直し

本計画は、強靱化施策を計画的・効果的に推進するため、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に策定した。

本計画に定めた強靱化施策については、計画的に実施し、その結果を適正に評価して取組の見直し、改善を図るとともに、本計画についても社会経済情勢の変化や施策の実施状況、国・県・関係機関の動向等も踏まえながら不断の見直しを行い、適宜改定を行う。



【1】起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

| 脆弱性評価 |
|---|
| <p>(a. 住宅・建築物等の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅（耐震化率 88.9%）の耐震化を進めるとともに、計画的な改修により耐震性の向上を図る必要がある。 【市民部】 ・福浦コミュニティセンターの耐震化を検討する必要がある。 【市民部】 ・坂越隣保館、有年隣保館の耐震化を検討する必要がある。 【市民部】 ・加里屋、塩屋、赤穂東の 3 児童館の耐震化は完了しているが、坂越隣保館との複合施設となっている坂越児童館の安全対策を検討する必要がある。 【健康福祉部】 ・地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の倒壊等の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が地震災害対策を自らの問題として考え、主体的に取り組む必要があることから、所有者意識の啓発や、耐震化にかかる費用負担を軽減するための支援策等を推進する必要がある。 【建設部】 ・大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その近隣住民等へ周知を図る必要がある。 【建設部】 ・小中学校の建物の耐震化率は 100% であるが、赤穂市立小中学校個別施設計画に基づき、施設の経年劣化に伴う改修を計画的に進めていく必要がある。 【教育委員会】 ・床面積が 200 m² 以下及び木造の幼稚園は耐震診断を行っておらず、経年劣化が進んでいるため耐震性が確保されていない。計画的に耐震補強又は改築を行う必要がある。 【教育委員会】 ・保育所は耐震診断を行っておらず、経年劣化が進んでいるため、耐震性が確保されていない。計画的に改築を行う必要がある。 【教育委員会】 ・保育所・幼稚園の非構造部材の計画的な耐震化が必要である。 【教育委員会】 ・市民総合体育館、地区体育館の耐震化率は 100% であるが、経年劣化に伴い、防災機能を強化するため、計画的な改修・改築等を進める必要がある。 【教育委員会】 ・赤穂・塩屋地区武道館、野外活動センター、青少年育成センターは施設の経年劣化が進んでおり、耐震対策が必要である。 【教育委員会】 ・各文化施設（文化会館・歴史博物館・海洋科学館・美術工芸館）については耐震化基準を満たしている。民俗資料館・有年考古館については、耐震化を検討する必要がある。 【教育委員会】 ・病院は耐震基準を満たしている。診療所のうち、高雄診療所及び西部診療所は建築後 40 年以上経過して経年劣化が進んでいる。また、昭和 56 年以前の建築物であり耐震診断を行う必要がある。 【市民病院】 <p>(b. 交通施設・沿道建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】 |

(c. 密集市街地の整備)

・防災上危険な密集市街地の改善を図るため、道路・緑地等公共空地の設置等を推進する必要がある。

【建設部】

(d. 危険空家の除却)

・適正に管理されず、放置された危険空家が、倒壊や部材の飛散等により周辺へ被害を及ぼすことや避難の妨げになることが懸念されることから、実態を把握し、所有者等へ改善を促す等の取組が必要である。

【建設部】

(e. 防災意識の向上)

・緊急地震速報についての周知啓発やシェイクアウト訓練の実施など、市民の防災意識の高揚を図る必要がある。 【危機管理】

・家具の転倒防止など、家庭での室内安全対策の普及啓発を行う必要がある。 【危機管理】

・主に沿岸部に立地する企業について、地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた防災訓練及び講座を行い、企業防災力の向上を図る必要がある。 【消防本部】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. 密集市街地の改善)

・防災上危険な密集市街地の改善を図るため、道路・緑地等の整備、老朽建築物の除却や建替え等を推進する必要がある。 【建設部】

(b. 耐震性防火水槽の整備)

・消防水利確保のため、防火水槽の充足していない地域への設置、50年が経過した防火水槽の更新等を行う必要がある。 【消防本部】

(c. 消火設備等の普及)

・消火器等整備の重要性を、市民に周知する必要がある。 【消防本部】

(d. 消防・救急救助体制の強化)

・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖)

・津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。 【産業振興部】

(b. 防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策)

・レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強等、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を行う必要がある。 【産業振興部】

(c. 防潮水門の耐震補強)

・津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強の推進が必要である。 (兵庫県) 【産業振興部】

(d. 避難体制の確保・訓練の実施)

・迅速に避難ができる体制を確保するため、毎年実施している南海トラフ地震を想定した防災総合訓練への住民の参加促進、及び自主防災組織等の防災訓練の実施促進が必要である。また、11月5日の世界津波の日に伴い、南海トラフ地震を想定した緊急速報メールを兵庫県が配信しているが、対象施設等への訓練の実施の促進が必要である。 【危機管理】

・阪神淡路大震災や今後想定される南海トラフ地震に対する全学校での避難訓練の実施や、命の大切さや自助、共助の精神を学ぶ機会の継続する必要がある。また、EARTH（震災・学校支援チーム）の受講教員を増加させ、市内各校への総合的学習の場での講師として活用することを検討する必要がある。（防災士資格者も含め） 【教育委員会】

・小中学校避難所開設マニュアルの見直しを毎年実施する必要がある。 【教育委員会】

・児童生徒及び保護者の安全な対応のため、緊急メール配信システムにより学校の対応を伝達し、安否確認により情報収集を継続する必要がある。 【教育委員会】

・児童生徒が市街地での大規模自然災害に備え、自ら判断し命を守ることができるよう、学校内だけでなく、登下校時や大規模自然災害の発生を想定した訓練を実施する必要がある。 【教育委員会】

・南海トラフ地震情報への対応や大規模複合災害に伴う広域避難に係る分野については、保護者への児童生徒の引き渡しの手順についても明確にする必要がある。 【教育委員会】

・保育所・幼稚園等には自力避難が困難である乳幼児が多数在籍しており、施設職員のみでは迅速な避難が困難であるため、地域と連携した避難体制の確保及び避難訓練の実施が必要である。 【教育委員会】

・大規模津波発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同の訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る必要がある。 【危機管理】

・災害時の対応拠点として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き施設整備を促進する必要がある。 【危機管理】

(e. 津波ハザードマップの作成)

・津波ハザードマップは平成25年度に作成し全戸配布したが、引き続き市民への周知、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を図るとともに、想定等に変更が生じた場合には、適宜更新する必要がある。

【危機管理】

(f. 消防・救急救助体制の強化)

・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】（再掲）

(g. 企業の防災意識の向上)

・主に沿岸部に立地する企業について、地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた防災訓練及び講座を行い、企業防災力の向上を図る必要がある。 【消防本部】（再掲）

(h. 安全な避難の確保)

・大規模な津波が発生することにより、消防職員、団員の絶対数が不足する。 【消防本部】

・総合的な訓練を実施し、要配慮者への対応について検討する必要がある。 【消防本部】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. 総合的な治水対策)

・近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。 【産業振興部】

(b. 高潮対策)

・平成30年台風21号による兵庫県内の高潮被害に対する必要な防護高さの再設定等の更なる高潮対策に計画的に取り組む必要がある。 (兵庫県) 【産業振興部】

(c. 減災のためのソフト対策)

・広域浸水時の避難のため、浸水想定区域における地区別洪水ハザードマップを全戸配布しているが、必要に応じてハザードマップの見直し、浸水想定区域等の防災情報の周知を継続して行う必要がある。

【危機管理】

・気象観測システムの機能強化を図るとともに、情報発信手段の充実を図る必要がある。 【危機管理】

(d. 下水道部局の人材・組織体制等の整備)

・人材不足であるため、上下水道部における人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

【上下水道部】

(e. 消防・救急救助体制の強化)

・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】 (再掲)

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

・決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水被害想定区域やため池ハザードマップを公表し災害時に円滑な非難ができるように市民に広く情報提供する必要がある。

【産業振興部】

・土砂災害ハザードマップは令和2年に改定したが、引き続き市民への周知、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を図るとともに、想定等に変更が生じた場合には、適宜更新する必要がある。 【危機管理】

・気象観測システムの機能強化を図るとともに、情報発信手段の充実を図る必要がある。 【危機管理】

(b. 山地防災・土砂災害対策)

・全国4位の土砂災害危険箇所数を有する兵庫県では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから砂防堰堤や治山ダム等の整備を着実に推進するよう地域から要望がある緊急性の高い箇所について県に対して要望する必要がある。 【産業振興部・建設部】

・土砂災害に対する施設整備が必要である。 【建設部】

(c. ため池対策)

・山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されることから、大規模ため池など重要な農業水利施設に対する整備を進める必要がある。 【産業振興部】

(d. 危険住宅対策)

・人的被害の発生を防ぐため、災害危険区域及び土砂災害特別警戒区域等、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建つ危険住宅からの移転を進める必要がある。 【建設部】

(e. 消防・救急救助体制の強化)

・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】(再掲)

1-6 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. 消防等の情報の迅速な伝達と共有)

・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利用促進を図るとともに、これらの媒体を適切に運用するなど、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する必要がある。 【市長公室】

・情報通信ネットワークが途絶した場合の災害情報を伝達するための代替手段を構築する必要がある。

【市長公室】

(b. 消防・救急救助体制の強化)

・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】(再掲)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

(a. 食料、飲料水の供給体制の確保)

・大規模災害時に被災者へ必要な飲料水を届けるため、応急給水用資機材の適正な維持管理と必要数量を確保する必要がある。 【上下水道部】

・防災関係の協定を締結する民間団体等の連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。 【危機管理】

・広範囲にわたり甚大な被害が発生した際の相互応援体制の強化が必要である。 【危機管理】

(b. 水道施設等の耐震化)

・水道管路の耐震化率は13.7%(R1)であり、経年劣化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。

【上下水道部】

・水道施設の耐震化については、R1年度末の耐震化率は、浄水施設で1.9%、配水池で74.1%にとどまっており、経年劣化対策と合わせて耐震化を促進する必要がある。 【上下水道部】

(c. 輸送路の確保：道路交通機能の強化)

・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】

・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲)

・林道は山林や里山へのアクセスに重要な役割を果たしていることから、地域森林計画や林道橋長寿命化計画に基づいた開設や計画的な修繕等を進める必要がある。 【産業振興部】

(d. 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間分の食料備蓄の困難性 【消防本部】 ・ 市民に対して、非常時の食料や水、日用品等の非常時持出品の備蓄を呼びかけているが、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。 【危機管理】 ・ 被災者用の備蓄として、食料や生活必需品等を一定数備蓄しているが、物資に係るニーズの変化等を踏まえ、必要な物品を計画的に購入していく必要がある。 【危機管理】 (e. エネルギー供給の停止) ・ 災害発生時に電力が供給停止となった場合、避難所の電力を維持するために経年劣化した自家用発電機を更新する必要がある。 【市民会館】 ・ 災害活動が長期化することによる燃料及び通信機器のバッテリー容量が不足する。 【消防本部】 (f. 消火設備等の普及) ・ 消火器等整備の重要性を、市民に周知する必要がある。 【消防本部】(再掲) |
|---|

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

| |
|---|
| 脆弱性評価 |
| <ul style="list-style-type: none"> (a. 小規模集落における避難所機能の強化) ・ 地区体育館、福浦コミュニティセンター体育館の避難所機能の強化を図る必要がある。 【教育委員会】 (b. 道路交通機能の強化) ・ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】(再掲) ・ 赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲) (c. 港湾・漁港機能の強化) ・ 津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める必要がある。 【産業振興部】 (d. 災害対応能力の強化) ・ 広範かつ大規模災害発生時の活動隊の不足。 【消防本部】 (e. ヘリコプターが発着できるヘリポート数) ・ 現状のヘリコプター離着陸可能地は34箇所ですが、条件が整った場所が確認できれば随時、登録する必要がある。 【消防本部】 |

2-3 消防等の災害対応力強化等による救助・救急活動等の絶対的不足

| |
|--|
| 脆弱性評価 |
| <ul style="list-style-type: none"> (a. 消防等の災害対応力強化) ・ 同時多発的に発生した火災、救急、救助事案については、現状の消防隊・救急隊数では絶対的に不足する。 【消防本部】 ・ 災害発生時の救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、消防団を充実強化する必要がある。 【消防本部】 (b. 消防相互応援協定の締結) ・ 新たに消防相互応援協定の締結等があれば締結していく必要がある。 【消防本部】 (c. 消防広域連携強化事業) |

・近年の災害の大規模化・多様化などに的確に対応するため、連携による消防力の更なる充実・強化が必要である。 【消防本部】

(d. 救急救命士の養成及び消防大学等派遣事業)

・救急救命士の養成、職員の専門的な教育訓練等、職員の資質向上に努める必要がある。 【消防本部】

(e. 消防団活性化事業)

・消防団に加入する青年層が減少していることから、団員確保に向けた取り組みを進める必要がある。

【消防本部】

(f. 地域の防災組織の災害対応力強化)

・少子高齢化の進展に伴う自衛防災組織の弱体化が懸念されることから、組織の活性化を図る。

【消防本部】

(g. 応急手当普及啓発事業)

・救命率の向上のため、市民に対し応急手当の知識と技術の普及に努める必要がある。 【消防本部】

(h. ジュニア救急教室の実施)

・緊急時における応急手当に関する知識及び技能を生徒に習得させる必要があるため、小学校（6年生）中学校（2年生）生徒に対する救急救命措置（ジュニア救急教室）を継続して実施していく必要がある。

【消防本部】

(i. 火災予防推進事業)

・火災は、市民の防火意識により未然に防ぐことができるものが多いことから、防火指導や啓発により、市民の防火意識の向上に努める必要がある。また、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理について周知する必要がある。 【消防本部】

(j. 家庭、地域との連携)

・公民館等での消防・防災に関する講座を開催しているが、引き続き、災害発生時に、地域の方が、自分たちで救援・救護活動等を行うことができるための取組みが必要である。 【消防本部】

(k. 防災関係機関との連携強化・訓練)

・効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高める必要がある。 【危機管理】

(l. AEDの設置推進と設置場所の周知)

・救急活動上不可欠であるAED（自動体外式除細動器）について、学校施設をはじめ、市の主要施設や民間施設への設置を推進するとともに、市民に対し、心肺蘇生法等の応急手当に関する知識・技術の普及する必要がある。 【危機管理・消防本部】

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価

(a. 帰宅困難者対策の推進)

・市内企業に社員のとどめ置きを要請する必要がある。 【産業振興部】

・帰宅困難者に対して、公共交通機関と連携して避難及び帰宅のための情報を適切に提供する必要がある。

【危機管理】

(b. 救急・医療の受入れ体制の強化)

・多数の傷病者発生による活動人員の不足。 【消防本部】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 脆弱性評価 |
|---|
| <p>(a. 応急手当普及啓発事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救命率の向上のため、市民に対し応急手当の知識と技術の普及に努める必要がある。 【消防本部】 <p>(b. ヘリコプターが発着できるヘリポート数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のヘリコプター離着陸可能地は34箇所ですが、条件が整った場所が確認できれば随時、登録する必要がある。 【消防本部】(再掲) <p>(c. 医療施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高雄診療所及び西部診療所は建築後40年以上経過して経年劣化が進んでいる。また、昭和56年以前の建築物であり耐震診断を行う必要がある。 【市民病院】 <p>(d. 救急・医療体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民病院の災害時の救急・医療に対する職員教育が十分でない。 【市民病院】 広域のかつ大規模な災害の場合、当施設利用者だけでなく在宅で介護を要する方への支援が大量に発生することが予測されるため、民間事業者等と広く協力し、人的支援、資機材の整備など医療・介護体制の強化を図る必要がある。 【老健あこう】 <p>(e. 病院等医療機関における非常用電源等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における電力供給の途絶に備え、非常用電源設備(非常用発電機、医療用無停電電源装置、直流電源装置)を本館・新館にそれぞれ各1基設置し、燃料については、本館と新館の地下タンクで4日分の燃料を備蓄している。 【市民病院】 燃料配送について、兵庫県の大規模災害時の燃料補給に係る重要施設に登録しており、県に配送要請を行うことで石油連盟加盟の石油会社から給油を受けることが可能であるが、地域団体・業者との給油協定を締結する必要がある。 【市民病院】 医療用無停電電源装置(本館)は設置後21年が経過し部品供給が一部終了しているため、装置を更新する必要がある。 【市民病院】 災害時における電力供給の途絶えに備え、介護老人保健施設においては非常用発電設備の設置により3日間程度の電力供給は可能となっている。 【老健あこう】 <p>(f. 緊急輸送道路ネットワーク等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】(再掲) 赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲) |

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

| 脆弱性評価 |
|---|
| <p>(a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種を接種するよう平時から接種勧奨を行う必要がある。 【保健センター】 災害時には避難所トイレの不足が危惧されるため、災害用トイレの備蓄を強化する必要がある。 |

【危機管理】

(b. 下水道施設の機能確保)

・生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、耐震化を実施する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画を活用する必要がある。

【上下水道部】

(c. 救急・医療の受入れ体制の強化)

・避難所の確保、避難者等の健康管理に人員を要する。 【消防本部】(再掲)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価

(a. 避難者の健康の確保)

・災害時の保健活動等に関する研修及び訓練を実施する必要がある。 【保健センター】
・大規模災害時のこころのケアに対応するため災害時のメンタルヘルスケアに対応できる要員を確保するとともに、こころのケアチーム等の円滑な受け入れ体制を整備する必要がある。 【保健センター】

(b. 避難所としての機能を担う市有施設の整備)

・災害時において、様々な防災活動や救助・救急活動の拠点等として活用する公共施設を整備する必要がある。 【危機管理】

・経年劣化対策や耐震化のほか、空調の整備やバリアフリー化などの避難所の利用環境の向上が必要である。

【避難所施設の所管部】

・市民総合体育館、地区体育館の耐震化率は100%であるが、経年劣化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な改修・改築等を進める必要がある。 【教育委員会】

(c. 避難所の衛生環境の確保)

・学校施設等のトイレ洋式化・ドライ化改修及びエアコン整備等の取組を進める必要がある。

【避難所施設の所管部】

(d. 救急・医療の受入れ体制の強化)

・多数傷病者発生による活動人員の不足。 【消防本部】(再掲)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

(a. 市庁舎等の耐震化)

・本庁舎については耐震診断済みであるが、建築設備や電気設備が経年劣化し継続して更新が必要である。
第

2庁舎については耐震診断が未実施であり、耐震化診断及び建て替え等も含めて引き続き対策を講じる必要がある。 【総務部】

・基幹業務システムのクラウド化、遠隔地バックアップ、リカバリーサーバー設置等を実施し業務継続性を強化しているが、未実施システムのクラウド化、庁内に設置している機器の転倒防止策や停電対策等をさらに推進する必要がある。 【総務部・市民部】

(b. 災害時即時対応体制の強化)

- ・大規模災害時において、職員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性がある。
【全庁】
- ・平成29年度に策定した赤穂市業務継続計画の実行性向上のための取組の促進により、業務継続体制を強化していく必要がある。 【全庁】
- ・庁舎の耐震化や室内安全対策等や業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要である。
【全庁】
- (c. 市域を越えた連携強化)
- ・災害時相互応援協定の締結や災害時受援計画の確認等、支援受入れに向けた体制づくりが必要である。
【全庁】
- (d. 消防活動拠点の整備と機能強化)
- ・消防庁舎については、築後20年が経過している。また、地震発生時の液状化による活動障害が懸念される。 【消防本部】
- ・地域拠点である消防分団詰所の経年劣化対策及び耐震対策が必要である。 【消防本部】
(鉄筋コンクリート造率60%、経年劣化(昭和56年以前の建築)率40%)
- (e. 消防・救急救助体制の強化)
- ・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】(再掲)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

- (a. 情報通信手段の確保)
- ・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利活用を進める。これらの媒体の適切運用などにより、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する。 【市長公室】(再掲)
- ・情報通信ネットワークが途絶した場合に災害情報を伝達するため、防災情報機器の機能強化及び代替手段の構築を推進する。 【市長公室】(再掲)
- (b. 消防の情報通信施設の電源確保)
- ・非常用発電機設備が設置されているものの、災害が長期化した場合に燃料の供給が立たれ稼働停止する。
【消防本部】

4-2 ラジオ・テレビ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

- (a. 情報提供手段の確保)
- ・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利活用を進める。これらの媒体の適切運用などにより、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する。 【市長公室】(再掲)
- ・情報通信ネットワークが途絶した場合に災害情報を伝達するため、防災情報機器の機能強化及び代替手段の構築を推進する。 【市長公室】(再掲)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・

支援が遅れる事態

| 脆弱性評価 |
|--|
| <p>(a. 消防等の情報の迅速な伝達と共有)</p> <ul style="list-style-type: none">・市民等へ災害情報を確実に伝達するため、ホームページやLINE等の利活用を進める。これらの媒体の適切運用などにより、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する。 【市長公室】(再掲)・情報通信ネットワークが途絶した場合に災害情報を伝達するため、防災情報機器の機能強化及び代替手段の構築を推進する。 【市長公室】(再掲) |
| <p>(b. 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有)</p> <ul style="list-style-type: none">・県が提供している雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データの閲覧方法、及び市が設置している気象観測システムを周知する必要がある。 【危機管理】(再掲) |
| <p>(c. 情報収集・提供に係る人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none">・県のフェニックス防災システム等により情報収集をする必要がある。 【危機管理】 |
| <p>(d. 災害時要配慮者の避難支援体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none">・平成25年の災害対策基本法の改正を踏まえ、避難行動要支援者名簿の整備を進めている。今後、要支援者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別支援計画を地域主体により作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。 <p>【健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none">・避難確保計画(洪水・土砂災害)に則り、定期的な避難訓練及び職員の意識向上のための取り組みが必要である。 【避難確保計画作成義務施設】・災害時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、情報収集や伝達、避難誘導など避難行動の充実強化を図る必要がある。 【老健あこう】 |

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

| 弱性評価 |
|--|
| <p>(a. 市内事業所BCP策定の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内中小企業のBCPの策定を促進する必要がある。 【産業振興部】 |

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

| 脆弱性評価 |
|---|
| <p>(a. 道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】(再掲)・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲) |
| <p>(b. 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保)</p> <ul style="list-style-type: none">・工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。 |

【産業振興部】

5-3 コンビナート施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価

(a. 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化)

・各企業に対して消防防災訓練実施を推進するとともに、関係機関が連携して合同訓練等を行う必要がある。

【消防本部】

・消防法に規定する危険物を取扱う施設に対し、立入検査を実施する必要がある。 【消防本部】

5-4 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価

(a. 道路交通機能の強化)

・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】(再掲)

・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲)

5-5 商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止

脆弱性評価

(a. 金融機関におけるBCP策定の推進)

・大規模災害時における金融機能の停止を防ぐため、市内金融機関のBCPの策定を促進する必要がある。

【産業振興部】

5-6 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

(a. 食品産業事業者や施設管理者の対応力強化)

・農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けた耐震化等、ハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。 【産業振興部】

・防災関係の協定を締結する民間団体等の連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。 【危機管理】(再掲)

・広範囲にわたり甚大な被害が発生した際の相互応援体制の強化が必要である。 【危機管理】(再掲)

(b. 道路等の機能強化)

・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】(再掲)

・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲)

(c. 非常用物資の備蓄促進)

- ・市民に対して、非常時の食料や水、日用品等の非常時持出品の備蓄を呼びかけているが、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。 【危機管理】
- ・被災者用の備蓄として、食料や生活必需品等を一定数備蓄しているが、物資に係るニーズの変化等を踏まえ、必要な物品を計画的に購入していく必要がある。 【危機管理】

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価

(a. 水資源の有効利用等の促進)

- ・農業用水の利用・管理の効率化と有効活用（代替水源）を図るため、経年劣化が進む農業水利施設の機能診断を行い、災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図る必要がある。 【産業振興部】
- ・水道施設の耐震化については、R1年度末の耐震化率は、浄水施設で1.9%、配水池で74.1%にとどまっており、経年劣化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。 【上下水道部】
- ・水源の保護に努める必要がある。 【上下水道部】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

(a. 水道用水供給施設の耐震化)

- ・水道管路の耐震化率は13.7% (R1) であり、経年劣化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。 【上下水道部】
- ・水道施設の耐震化については、R1年度末の耐震化率は、浄水施設で1.9%、配水池で74.1%にとどまっており、経年劣化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。 【上下水道部】

(b. 広域的な応援体制の整備)

- ・近年発生している災害内容にあった、応援・要請体制を検討する必要がある。 【上下水道部】
- ・大規模な水道災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために「兵庫県水道災害応援に関する協定」等を締結して、広域的な応援体制を整備するとともに、県内の水道事業者の定期的な会合に参加、協議し相互体制の確認を行っている。 【上下水道部】

(c. クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原微生物の対策整備)

- ・クリプトスポリジウム等の対策整備については、R1年度末で40%にとどまっており、安全で高品質な水道水を供給するために、クリプトスポリジウム等対策整備を促進する必要がある。 【上下水道部】

(d. 水道用水供給施設の浸水対策)

- ・水道施設における浸水が予測される施設については、水源地、浄水地、配水池、加圧所等、市全体で8箇所あり、現在対策はすべて未整備であるので、今後浸水対策を推進する必要がある。 【上下水道部】

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

(a. 下水道施設の耐震化)

- ・日常に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化、耐水化等の耐

災害性を強化する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画を活用する必要がある。 【上下水道部】（再掲）

(b. 農業集落排水施設の老朽化対策)

・農業集落排水施設の経年劣化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく対策を着実に推進する必要がある。 【上下水道部】

6-3 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

(a. 道路交通機能の強化)

・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】（再掲）

・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】（再掲）

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価

(a. 水資源の有効利用等の推進)

・農業用水の利用・管理の効率化と有効活用（代替水源）を図るため、経年劣化が進む農業水利施設の機能診断を行い、災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図る必要がある。 【産業振興部】（再掲）

・水道施設の耐震化については、R1年度末の耐震化率は、浄水施設で1.9%、配水池で74.1%にとどまっており、経年劣化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。 【上下水道部】（再掲）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. 消防等の災害対応力強化)

・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】（再掲）

・消防団員の訓練実施にあっては、日曜日に限定される。 【消防本部】

(b. 耐震性防火水槽の整備)

・消防水利確保のため、防火水槽の充足していない地域への設置、50年が経過した防火水槽の更新整備等を行う必要がある。 【消防本部】（再掲）

(c. 企業の防災意識の向上)

・主に沿岸部に立地する企業について、地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた防災訓練及び講座を行い、企業防災力の向上を図る必要がある。 【消防本部】（再掲）

(d. 密集市街地の改善)

・大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地等の改善のため、道路・緑地等の整備、老朽建築物の除却や建替え等を実施する必要がある。 【建設部】

(e. 道路交通機能の強化)

・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの補完・代替となる生活道路ネットワークの整備を図る必要がある。 【建設部】(再掲)

・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲)

(f. 住宅・建築物の耐震化)

・地震に伴う大規模火災の発生を防ぐためには、住宅・建築物の倒壊等の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が地震災害対策を自らの問題として考え、主体的に取り組む必要があることから、所有者意識の啓発や、耐震化にかかる費用負担を軽減するための支援策等を推進する必要がある。 【建設部】(再掲)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

脆弱性評価

(a. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化)

・兵庫県地域防災計画で指定されている緊急輸送道路の通行の確保のために耐震化が必要な建築物について、県と連携して実態把握を行い、耐震化を促進する必要がある。 【建設部】

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. ため池等の整備)

・決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。 【産業振興部・建設部】

・利用されなくなったため池については、下流に家屋や公共施設等がないか、受益地の状況はどうか等を勘察し、地域と協議しながら廃止を推進する必要がある。 【産業振興部】

(b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進)

・ため池については、5年ごとに定期点検の実施する必要がある。 【産業振興部】

・ため池管理者による日常管理を徹底する為、ため池管理者講習会を毎年1回開催し、適切な日常管理を実施する。 【産業振興部】

(c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

・決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水被害想定区域やため池ハザードマップを公表し、災害時に円滑に避難できるよう市民に広く情報提供する必要がある。

【産業振興部】

(d. 山地防災・土砂災害対策)

・全国4位の土砂災害危険箇所数を有する兵庫県では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから砂防堰堤や治山ダム等の整備を着実に推進するよう地域から要望がある緊急性の高い箇所について県に対して要望する必要がある。 【産業振興部・建設部】(再掲)

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

脆弱性評価

(a. 有害物質の漏洩対策)

・有害物質の流出時に迅速に対応するため、工場・事業場等との情報共有を図り大規模災害時の対応や連絡体制を構築する必要がある。 【市民部】

7-5 農地・森林等の被害による県土の荒廃

脆弱性評価

(a. 農地・農業水利施設等の保全管理)

・農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。 【産業振興部】

(b. 災害に強い森づくりの推進)

・「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や生活様式の変化に伴う里山林の放置などにより森林の防災機能が低下する中、近年多発した局地的豪雨による斜面崩壊等の課題に対応するため、「里山防止林整備事業」や「森林村多面的機能発揮交付金」の活用などにより、森林防災機能を高める森林整備に取り組む必要がある。 【産業振興部】

(c. 適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

・自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。 【建設部】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

(a. 災害廃棄物対策の強化)

・災害廃棄物処理計画を適宜見直す必要がある。 【市民部】

・災害廃棄物を収集する車両及び仮置き場にて作業する車両等がないため、災害廃棄物の処理が大幅に停滞するおそれがあるため、対策が必要である。 【市民部】

・焼却施設や粗大ごみ施設等の経年劣化が進んでおり、災害廃棄物が大量に発生した場合、処理が滞ることが想定される。 【市民部】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

(a. 災害ボランティアの受入れ体制の整備)

・災害時における様々な支援に対して、円滑な受け入れ体制を構築する必要がある。 【危機管理】

・災害時にボランティアセンターの運営主体となる赤穂市社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備やスムーズな運営ができるよう多くの災害ボランティア登録者が参加して実践的な訓練を行うな

ど、ボランティアの受入体制の整備を行う必要がある。 【健康福祉部・危機管理】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

(a. 浸水への対策)

・津波発生時に陸間等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。 【産業振興部】(再掲)

・レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強等、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を行う必要がある。 【産業振興部】(再掲)

・水道施設における高潮による浸水が予測される施設については、加圧所が1箇所あり、現在対策は未整備であるので、今後浸水対策を推進する必要がある。 【上下水道部】

・大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策を推進する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画を活用する必要がある。 【上下水道部】

(再掲)

(b. 消防・救急救助体制の強化)

・災害が大規模化、広域化することにより消防隊・救急隊の絶対数が不足する。活動現場への出動が困難となる。 【消防本部】(再掲)

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価

(a. 地域の防災組織の活性化)

・災害発生時の救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、消防団を充実強化する必要がある。

【消防本部】(再掲)

・消防団に加入する青年層が減少していることから、団員確保に向けた取り組みを進める必要がある。

【消防本部】

・火災は、市民の防火に関する意識により未然に防ぐことができるものが多いことから、防火指導や啓発により、市民の防火防災意識の向上に努める必要がある。また、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理について周知する必要がある。 【消防本部】

(b. 警察・消防との連携)

・引き続き文化財の防災について情報共有を図り、消防査察を受ける必要がある。 【教育委員会】

(c. 災害ボランティア活動支援体制の整備)

・近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みの創設が必要である。 【健康福祉部】

(d. 文化財等の耐災害性の向上)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・民俗資料館は、歴史的建造物であるため、耐震化、防火設備の整備等が必要である。 【教育委員会】 ・博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。 【教育委員会】 ・赤穂城については、いまだ崩落のおそれのある城壁が存在している。 【教育委員会】 ・今後も、文化財及びその公開施設防災設備の整備等を推進していく必要がある。 【教育委員会】 ・市街地浸水等の場合、図書館資料が被災し、市民の知的財産が損失する恐れがあり、リスクへの対応策を講じる必要がある。 【教育委員会】 ・市指定文化財を含む市史編さん資料が収蔵されている青少年育成センターは施設経年劣化が進んでおり、耐震対策が必要である。また、市街地浸水の場合も資料が被災する恐れがあり、リスクへの対応策も講じる必要がある。 【教育委員会】 |
|---|

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

| |
|--|
| 脆弱性評価 |
| <p>(a. 地籍調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要であるが、予算や人員の制約等から、地籍調査の進捗率は10% (H30) にとどまり、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。 【建設部】 <p>(b. 応急仮設住宅の迅速な整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、被災者の生活空間を確保するため、迅速な応急仮設住宅の整備が必要である。 【建設部】 |

8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

| |
|---|
| 脆弱性評価 |
| <p>(a. 災害発生時における国内外への情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。 【全庁】 <p>(b. 失業者に対する早期再就職支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業者に対する早期再就職支援や労働力確保対策として、ハローワークと連携し、適切な対応を検討する必要がある。 【産業振興部】 |

【2】 「横断的分野」別

1 リスクコミュニケーション

| |
|---|
| 脆弱性評価 |
| <p>(a. 普及啓発・自主防災活動の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座に全ての現場に駆け付けることができないため、地域での防災体制の充実を図る必要がある。 【消防本部】 <p>(b. 防災教育の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の語り継ぎや、避難訓練は全学校園で取り組み、命の大切さや自助、共助の精神を学ぶ |

機会を持っている。今後も引き続き取り組んでいく必要がある。 【教育委員会】

(c. ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知)

・ハザードマップ未作成のため池については、避難場所や避難経路を盛り込んだものを作成し、地域住民等への周知に努める必要がある。また、作成済みの地域についても、公民館や集会所など、地域の方が集まる場所の掲載し、防災意識を高める必要がある。 【産業振興部】

・浸水・土砂災害・高潮・津波ハザードマップを活用しながら、地域が抱えるリスクや避難方法等について啓発していく必要がある。 【危機管理】

2 人材育成

脆弱性評価

(a. 地域の防災人材の育成)

・近年多発する豪雨に対応するため、人材育成及び適切な組織体制を構築する必要がある。 【全庁】

・避難意識の向上等、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、市民に対し、防災訓練への積極的な参加を促す必要がある。 【危機管理】

・大規模災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座に全ての現場に駆け付けることができないため、地域での防災体制の充実を図る必要がある。 【消防本部】

3 官民連携

脆弱性評価

(a. 災害ボランティア活動支援体制の整備)

・近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みの創設が必要である。 【健康福祉部】(再掲)

4 老朽化対策

脆弱性評価

(a. 計画的な老朽化対策の推進)

・本庁舎については建築設備や電気設備が経年劣化し、継続して更新が必要である。第2庁舎については築後50年以上が経過している。今後耐震化に向けて耐震化診断及び建て替え等も含めて引き続き対策を講じる必要がある。 【総務部】

(b. 公共施設の老朽化対策)

・計画的な修繕により市営住宅の長寿命化を図る必要がある。 【市民部】

・老人福祉センター万寿園、総合福祉会館については、建築後30年以上経過しているため、計画的な施設の点検・修繕を行い、安全性を最優先した計画的な整備を推進するとともに、施設の防災機能向上を図る必要がある。 【健康福祉部】

・小中学校の建物の耐震化率は100%であるが、赤穂市立小中学校個別施設計画に基づき、施設の経年劣化に伴う改修を進めていく必要がある。 【教育委員会】(再掲)

(c. 社会基盤施設の老朽化対策)

・赤穂市が管理する橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の点検、修繕計画、計画的な修繕を推進する必要がある。 【建設部】(再掲)

・赤穂市が管理する公園について、施設の機能保全や安全確保に支障となる劣化・損傷の進行を未然に防止するため、施設を点検し、修繕・改修など計画的に実施する必要がある。 【建設部】

・農林水産業を支えるインフラの多くは、戦後の食料増産の時代や高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、経年劣化の進行による突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは食料生産、供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから効率的な補修・更新に取り組む必要がある。 【産業振興部】

・学校給食センターは、築50年が経過しており、安全性及び減災の観点から計画的・効率的に経年劣化対策を行うとともに、新学校給食センターの建替整備を推進する必要がある。 【教育委員会】

・令和元年度末における法定耐用年数40年を超えた管路は約9.5km、経年化率は30%となっており、老朽化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。 【上下水道部】

・水道施設の経年劣化対策は、将来の健全な事業経営に配慮して、計画的な施設更新を進める必要がある。 【上下水道部】

・市管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、経年劣化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に経年劣化対策を推進する必要がある。 【上下水道部】

・将来の健全な事業経営を考察して計画的な施設整備を進めるとともに、施設点検、診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、効率的な補修、更新に取り組む。 【老健あこう】

5 広域応援機能の確保

脆弱性評価

(a. 広域応援・受援体制の整備)

・災害時における様々な支援に対して、円滑な受け入れが困難であるため、体制を構築する必要がある。

【全庁】

(b. 訓練の実施)

・防災訓練への参加が不定期になっている。 【上下水道部】

(c. 災害時対策の推進)

・災害の経験者が少ないため、災害時の技術の継承ができていない。 【上下水道部】

別冊 2 強靱化を推進する主な事業

本資料は、「強靱化に向けた推進方針」に基づき実施する事業のうち、主要なものについて、リスクシナリオに沿って掲載している。

本資料に掲載していない事業であっても、推進方針に基づき、また兵庫県強靱化計画（R2.3）に掲載されている兵庫県推進事業との調和を図りながら適切に推進する必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

a 住宅・建築物等の耐震化等

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------------|---|----------------|---------------------|-----------------|
| 市内一円 | 所有者意識啓発活動 耐震改修促進事業補助金等 (住宅・建築物安全ストック 形成事業等) | H20～R7 | | 都市計画課 |
| 消防団詰所建替え事業 | 老朽化詰所の建て替え | 継続 | | 消防総務課 |
| 市営住宅 | 公営住宅環境整備事業 | 長寿命化計画に 基づく | | 市民課 |
| 民俗資料館 | 耐震化 | | 県指定重要有形文化財 | 生涯学習課 |
| 野外活動センター | 耐震化 | | | スポーツ推進課 |
| 地区武道館 | 耐震化 | | | スポーツ推進課 |
| 青少年育成センター | 耐震化 | R3～ | | 文化財課（市史） |
| 坂越児童館 | 施設の耐震化 | | 坂越隣保館の整備 に合わせて実施 | 市民対話課 子育て健康課 |
| 各文化施設 | 計画的な施設整備 | 継続 | | 生涯学習課 |
| 介護老人保健施設 | 計画的な施設整備 | 継続 | | 老健あこが |
| 市立小中学校 | 大規模改造事業（長寿命化 等による経年劣化対策、防 災機能強化・非構造部材の 耐震対策） | H23～R11 | 学校施設環境改善 交付金 | 教育総務課 |
| 保育所・幼稚園 | 保育所・幼稚園の耐震対策 | R1～R10 | | こども育成課 |
| 保育所・幼稚園 | 保育所・幼稚園の非構造部 材の耐震対策 | R1～R10 | | こども育成課 |

b. 交通施設・沿道建築物の耐震化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|--------------|-----------------------|--------|----|-----|
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393 橋 | H30～R4 | | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393 橋 | H30～R4 | | 土木課 |
| 御崎港線ほか 5 路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7 橋 | H30～R4 | | 土木課 |
| 専売公社線ほか 4 路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5 橋 | H30～R4 | | 土木課 |

c. 密集市街地の整備

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|---------------------------|--------|----|-------|
| 尾崎地区 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | | 公園街路課 |

d. 危険空家の除却

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|---|--------|----|-------|
| 市内一円 | 危険空家除却費補助金（空 き家再生等推進事業又は空 き家対策総合支援事業） | H26～R9 | | 都市計画課 |

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

a. 密集市街地の改善

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|---------------------------|--------|----|-------|
| 尾崎地区 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |

b. 耐震性防火水槽の整備

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-----------|---------------------|------|----|-------|
| 耐震性防火水槽整備 | 40 m ³ 級 | ～R7 | | 消防総務課 |

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

a. 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|------------------------|------|------------------------|-------|
| 坂越漁港 | 陸閘の自動化・遠隔操作 化・電動化対策 | ～R7 | ※今後、国・県からの 通達等により実施 | 農林水産課 |

b. 防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策等鎖

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|----------------------|-------|------------------------|-------|
| 坂越漁港 | レベル2津波対応への調 査・設計等 | R3～R7 | ※今後、国・県からの 通達等により実施 | 農林水産課 |
| 福浦漁港 | レベル2津波対応への調 査・設計等 | R3～R7 | ※今後、国・県からの 通達等により実施 | 農林水産課 |

c. 避難体制の確保・訓練の実施

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|---------|-----------------------------|--------|----|----------------|
| 市内4児童館 | 津波を想定した避難訓練の 実施 | 毎年 | | 子育て支援課 |
| 市立小中学校 | 防災訓練の実施 | 毎年 | | 学校教育課 |
| 市立小中学校 | 学校防災計画 | 毎年 | | 学校教育課 |
| 市立小中学校 | 児童生徒のための災害対策 | 毎年 | | 教育総務課 学校教育課 |
| 市立小中学校 | 帰宅困難者の受け入れに必 要な一時滞在施設の確保 | 今後検討 | | 教育総務課 学校教育課 |
| 保育所・幼稚園 | 地域と連携した避難体制の 確保 | R1～R10 | | こども育成課 |
| 保育所・幼稚園 | 地域と連携した避難訓練の 実施 | R1～R10 | | こども育成課 |

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

a. 総合的な治水対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------|-------------------------|--------|-----|-------|
| 有年大池 | ため池耐震対策に併せた事 前放流施設整備 | H28～R4 | 県事業 | 農林水産課 |
| 鳥打峠池 | ため池耐震対策に併せた事 前放流施設整備 | H30～R3 | 県事業 | 農林水産課 |
| 福浦新池(立花) | ため池耐震対策に併せた事 前放流施設整備 | ～R7 | 県事業 | 農林水産課 |

b. 高潮対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|---------------------|-------|------------------------|-------|
| 坂越漁港 | 防潮堤必要高さの再設定検 討業務 | R3～R7 | ※今後、国・県からの 通達等により実施 | 農林水産課 |
| 福浦漁港 | 防潮堤必要高さの再設定検 討業務 | R3～R7 | ※今後、国・県からの 通達等により実施 | 農林水産課 |

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|-------------------|------|----|-------|
| 市内一円 | 浸水被害想定区域図の作成 | ～R7 | | 農林水産課 |
| 市内一円 | ため池ハザードマップの作 成 | ～R7 | | 農林水産課 |

b. 山地防災・土砂災害対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|------------|-------|----|-----|
| 千種地区 | 急傾斜地崩壊対策事業 | R2～R4 | | 土木課 |

c. ため池対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------|-----------|--------|---------|-------|
| 有年大池 | 老朽ため池整備事業 | H28～R4 | 県事業 | 農林水産課 |
| 口の池 | 老朽ため池整備事業 | H30～R5 | 県事業 | 農林水産課 |
| 鳥打峠池 | 老朽ため池整備事業 | H30～R3 | 県事業 | 農林水産課 |
| 福浦新池（立花） | 耐震対策工事 | R1～R5 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 坂折池 | 老朽ため池整備事業 | R4～R6 | 県事業 | 農林水産課 |

d. 危険住宅対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|---------|-----------------------------------|------|----|-------|
| 災害危険区域等 | がけ地近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業等) | S49～ | | 都市計画課 |

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

a. 食料、飲料水の供給体制の確保

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------|-----------------|------|----|-------|
| 介護老人保健施設 | 備蓄物資の整備と供給体制の構築 | 継続 | | 老健あこう |

b. 水道施設等の耐震化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------------|----------------------|--------|----|-----|
| 市内一円 | 老朽管の耐震化 L=23,045m | H29～R8 | | 水道課 |
| 北野中浄水場 | 地震対策 | H24～R8 | | 水道課 |
| 木津水源地 | 地震対策 | H24～R8 | | 水道課 |
| 原水源地 | 地震対策 | R3～R5 | | 水道課 |
| 中央配水池 | 地震対策 | R5 | | 水道課 |
| 御崎配水池 | 経年劣化・地震対策 | R2～R4 | | 水道課 |
| 大鹿谷配水池（低区） | 経年劣化・地震対策 | R5 | | 水道課 |
| 大鹿谷配水池（高区） | 経年劣化・地震対策 | R6 | | 水道課 |
| 横山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | | 水道課 |
| 塩屋山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R4 | | 水道課 |
| 大津配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | | 水道課 |
| 福浦配水池 | 経年劣化・地震対策 | R2～R4 | | 水道課 |

c. 輸送路の確保：道路交通機能の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 塩屋野中線ほか2路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R7 | | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか1路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 赤穂大橋線外1路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | | 公園街路課 |
| 周世地内林道橋1橋 | 橋梁経年劣化対策 | R3～R7 | | 農林水産課 |

d. 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------|-----------|------|--------|------|
| 指定避難所 | 防災備蓄倉庫の設置 | R3～ | 未整備避難所 | 危機管理 |

e. エネルギー供給の停止

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|--------|----------|------|----|------|
| 赤穂市民会館 | 自家発電機の更新 | R3 | | 市民会館 |

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

b. 道路交通機能の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 塩屋野中線ほか2路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R7 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか1路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 道路橋長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 道路橋長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 赤穂大橋線外1路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |

c. 港湾・漁港機能の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|--------|-------|----|-------|
| 坂越漁港 | 漁港施設修繕 | R3～R7 | | 農林水産課 |
| 福浦漁港 | 漁港施設修繕 | R3～R7 | | 農林水産課 |

2-3 消防等の災害対応力強化等による救助・救急活動等の絶対的不足

a. 消防等の災害対応力強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------|-----------|------------|---------|-------|
| 消防設備整備事業 | 消防本部車両更新 | 更新後15年～20年 | 25台 | 消防総務課 |
| 消防設備整備事業 | 消防団車両更新 | 更新後18年～20年 | 15個分団 | 消防総務課 |
| 消防設備整備事業 | 小型動力ポンプ更新 | 更新後29年 | 27ヵ所に設置 | 消防総務課 |

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

d. 救急・医療体制の充実

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------|-------------|------|----|-------|
| 介護老人保健施設 | 人的支援の促進 | 継続 | | 老健あこが |
| 介護老人保健施設 | 医療・介護資機材の整備 | 継続 | | 老健あこが |

e. 病院等医療機関における非常用電源等の確保

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------|----------------------|------|----|-------|
| 市民病院 | 医療用無停電電源装置更新 (本館) | R3 | | 市民病院 |
| 市民病院 | 直流電源装置蓄電池更新 (本館) | R4 | | 市民病院 |
| 介護老人保健施設 | 非常用発電設備等の機能維持 | 継続 | | 老健あこが |

f. 緊急輸送道路ネットワーク等の確保

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 塩屋野中線ほか2路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R7 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか1路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 赤穂大橋線外1路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

b. 下水道施設の機能確保

| | | | | |
|---------------|-------------------|---------|--|------|
| 管渠 | 地震対策 | R3～ | | 下水道課 |
| 御崎第2ポンプ場 | 地震対策 | R3 | | 下水道課 |
| 御崎第2ポンプ場 | 浸水対策 | R3 | | 下水道課 |
| 各雨水ポンプ場 | 経年劣化対策 | R3～ | | 下水道課 |
| 浜田中継ポンプ場 | 経年劣化対策 | R5～R6 | | 下水道課 |
| 磯浜中継ポンプ場 | 地震対策 | R7～R9 | | 下水道課 |
| 加里屋中継ポンプ場 | 経年劣化対策 機械・電気設備 | R4～R5 | | 下水道課 |
| 加里屋中継ポンプ場 | 地震対策 耐震診断・耐震補強 | R4～R6 | | 下水道課 |
| 尾崎中継ポンプ場 | 経年劣化対策 機械・電気設備 | R3 | | 下水道課 |
| 尾崎中継ポンプ場 | 地震対策 耐震診断・耐震補強 | R4～R7 | | 下水道課 |
| マンホールポンプ場 | 経年劣化対策 | R3～ | | 下水道課 |
| 赤穂下水管理センター | 経年劣化対策 機械・電気設備 | R3～ | | 下水道課 |
| 赤穂下水管理センター | 地震対策 耐震補強 | R3～ | | 下水道課 |
| 各処理場 | 経年劣化対策 | R3～ | | 下水道課 |
| 福浦処理場 | 経年劣化対策 機械・電気設備 | R7～ | | 下水道課 |
| 大泊処理場 | 経年劣化対策 機械・電気設備 | R7～ | | 下水道課 |
| 小規模処理場 | 浸水対策 遠方監視設備 | R3～ | | 下水道課 |
| 有年土地区画整理地区 | 污水管築造 | 事業進捗による | | 下水道課 |
| 野中・砂子土地区画整理地区 | 污水管築造 | 事業進捗による | | 下水道課 |

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

b. 避難所としての機能を担う市有施設の整備

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------------|---------------------------------------|-------|----|-------|
| 赤穂市文化会館 | 耐震化済。市の避難所運営 マニュアルに従い、適切な 管理を行う | | | 生涯学習課 |
| 福浦地区コミュニティセンター | 耐震診断 | R4～R5 | | 市民対話課 |

| | | | | |
|-------|------|-------|--|-------|
| 坂越隣保館 | 耐震診断 | R4～R5 | | 市民対話課 |
| 有年隣保館 | 耐震診断 | R4～R5 | | 市民対話課 |

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

a. 市庁舎等の耐震化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|----------|-------------|------|----|-------|
| 庁舎・第2庁舎 | 長寿命化改修・環境整備 | R1～ | | 契約管財課 |
| 戸籍情報システム | システムのクラウド化 | R3 | | 市民課 |
| 全庁 | 防災訓練等の実施 | 継続 | | 危機管理 |

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

d. 避難行動要配慮者の避難支援体制の構築

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------------------|-------------|------|----|-------------|
| 避難行動要支援者台帳管理システム | システム運用業務の保守 | H30～ | | 社会福祉課 |
| 障害福祉サービス事業所 | 防災訓練等の実施 | 継続 | | 障害福祉サービス事業所 |
| 介護老人保健施設 | 防災訓練等の実施 | 継続 | | 介護老人保健施設 |

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

a. 道路交通機能の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 塩屋野中線ほか2路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R7 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか1路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 赤穂大橋線外1路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R2 | 再掲 | 公園街路課 |

5-4 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

a. 道路交通機能の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|----------------------|--------|----|-----|
| 塩屋野中線ほか2路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R7 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか1路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |

| | | | | |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 赤穂大橋線外 1 路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|

5-6 食料等の安定供給の停滞

a. 食品産業事業者や施設管理者の対応力強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|--------------|-------------|-------|-----|-------|
| 農道橋 (15m 以下) | 機能診断・経年劣化対策 | R3～R7 | | 農林水産課 |
| 福浦排水機場 | 排水機場整備対策 | R2～R6 | 県事業 | 農林水産課 |

b. 道路等の機能強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|---------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 塩屋野中線ほか 2 路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R7 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか 1 路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393 橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393 橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか 5 路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7 橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか 4 路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5 橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 赤穂大橋線外 1 路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

a. 水資源の有効利用等の促進

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|-------------|--------|---------|-------|
| 赤穂用水路外農業用施設 | 機能診断・経年劣化対策 | R3～R7 | 県事業 | 農林水産課 |
| 有年大池 | 老朽ため池整備事業 | H28～R4 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 口ノ池 | 老朽ため池整備事業 | H30～R5 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 鳥打峠池 | 老朽ため池整備事業 | H30～R3 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 福浦新池 (立花) | 耐震対策工事 | R1～R5 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 坂折池 | 老朽ため池整備事業 | R4～R6 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 北野中浄水場 | 地震対策 | H24～R8 | 再掲 | 水道課 |
| 木津水源地 | 地震対策 | H24～R8 | 再掲 | 水道課 |
| 原水源地 | 地震対策 | R3～R5 | 再掲 | 水道課 |
| 中央配水池 | 地震対策 | R5 | 再掲 | 水道課 |
| 御崎配水池 | 経年劣化・地震対策 | R2～R4 | 再掲 | 水道課 |
| 大鹿谷配水池 (低区) | 経年劣化・地震対策 | R5 | 再掲 | 水道課 |
| 大鹿谷配水池 (高区) | 経年劣化・地震対策 | R6 | 再掲 | 水道課 |
| 横山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | 再掲 | 水道課 |
| 塩屋山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R4 | 再掲 | 水道課 |
| 大津配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | 再掲 | 水道課 |

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

a. 水道用水供給施設の耐震化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|----------------------|--------|----|-----|
| 市内一円 | 老朽管の耐震化 L=23,045m | H29～R8 | | 水道課 |
| 北野中浄水場 | 地震対策 | H24～R8 | 再掲 | 水道課 |
| 木津水源地 | 地震対策 | H24～R8 | 再掲 | 水道課 |
| 原水源地 | 地震対策 | R3～R5 | 再掲 | 水道課 |
| 中央配水池 | 地震対策 | R5 | 再掲 | 水道課 |
| 御崎配水池 | 経年劣化・地震対策 | R2～R4 | 再掲 | 水道課 |
| 大鹿谷配水池 (低区) | 経年劣化・地震対策 | R5 | 再掲 | 水道課 |

| | | | | |
|---------------|-----------|--------|----|-----|
| 大鹿谷配水池（高区） | 経年劣化・地震対策 | R6 | 再掲 | 水道課 |
| 横山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | 再掲 | 水道課 |
| 塩屋山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R4 | 再掲 | 水道課 |
| 大津配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | 再掲 | 水道課 |
| 福浦配水池 | 経年劣化・地震対策 | R2～R4 | 再掲 | 水道課 |
| 浄水場 | 地震対策 | H24～R8 | | 水道課 |
| 配水池 | 地震対策 | H24～R8 | | 水道課 |
| 原水源地 | クリプト対策 | R3～R5 | | 水道課 |
| 木津第1水源地（地下水系） | 浸水対策 | R8～ | | 水道課 |
| 木津第2水源地（表流水系） | 浸水対策 | R8～ | | 水道課 |
| 北野中浄水場（地下水系） | 浸水対策 | R8～ | | 水道課 |
| 北野中浄水場（表流水系） | 浸水対策 | R8～ | | 水道課 |
| 東有年浄水場 | 浸水対策 | R8～ | | 水道課 |
| 原水源地 | 浸水対策 | R3～R5 | | 水道課 |
| 槇加圧所 | 浸水対策 | R8～ | | 水道課 |

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

a. 下水道施設の耐震化・老朽化対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------|--------|------|----|------|
| 管渠 | 経年劣化対策 | R4～ | | 下水道課 |
| マンホール | 耐震化対策 | R4～ | | 下水道課 |

b. 農業集落排水施設の老朽化対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|---------|---------|-------|----|------|
| 有年原地区 | 機能診断・強化 | R3～R5 | | 下水道課 |
| 有年原新田地区 | 機能診断・強化 | R5～R7 | | 下水道課 |

6-3 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

a. 道路交通機能の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 塩屋野中線ほか2路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R7 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか1路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 赤穂大橋線外1路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

a. 水資源の有効利用等の推進

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------------|-------------|--------|---------|-------|
| 赤穂水路外農業用施設 | 機能診断・経年劣化対策 | R2～R6 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 有年大池 | 老朽ため池整備事業 | H28～R3 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 口の池 | 老朽ため池整備事業 | H29～R5 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 鳥打峠池 | 老朽ため池整備事業 | H29～R4 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 新池（立花） | 耐震対策工事 | H30～R6 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 坂折池 | 老朽ため池整備事業 | R2～R6 | 県事業【再掲】 | 農林水産課 |
| 北野中浄水場 | 地震対策 | H24～R8 | 再掲 | 水道課 |
| 木津水源地 | 地震対策 | H24～R8 | 再掲 | 水道課 |
| 原水源地 | 地震対策 | R3～R5 | 再掲 | 水道課 |

| | | | | |
|------------|-----------|-------|----|-----|
| 中央配水池 | 地震対策 | R5 | 再掲 | 水道課 |
| 御崎配水池 | 経年劣化・地震対策 | R2～R4 | 再掲 | 水道課 |
| 大鹿谷配水池（低区） | 経年劣化・地震対策 | R5 | 再掲 | 水道課 |
| 大鹿谷配水池（高区） | 経年劣化・地震対策 | R6 | 再掲 | 水道課 |
| 横山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | 再掲 | 水道課 |
| 塩屋山配水池 | 経年劣化・地震対策 | R4 | 再掲 | 水道課 |
| 大津配水池 | 経年劣化・地震対策 | R8 | 再掲 | 水道課 |

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

d. 密集市街地の改善

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|---------------------------|--------|----|-------|
| 尾崎地区 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |

e. 道路交通機能の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------------|---------------------------|--------|----|-------|
| 塩屋野中線ほか2路線 | 歩道リニューアル L=0.95Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎加里屋線ほか1路線 | 歩道リニューアル L=0.35Km | H30～R5 | 再掲 | 土木課 |
| 中広木津線 | 歩道設置 L=300m | R3～R6 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 赤穂大橋線外1路線 | 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地型) | H13～R7 | 再掲 | 公園街路課 |

f. 住宅・建築物等の耐震化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|--|--------|----|-------|
| 市内一円 | 所有者意識啓発活動 耐震改修促進事業補助金等 (住宅・建築物安全ストック 形成事業等) | H20～R7 | 再掲 | 都市整備課 |

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

a. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

| | | | | |
|------|---------------------------|--------|----|-------|
| 市内一円 | 所有者意識啓発活動 耐震改修促進事業補助金等 | H20～R7 | 再掲 | 都市計画課 |
|------|---------------------------|--------|----|-------|

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

a. ため池等の整備

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-----------|---------------|-------|-------|-------|
| 有年大池・機ヶ谷池 | 耐震改修 | ～R4 | 県事業 | 農林水産課 |
| 黒谷池 | ため池水位観測システム整備 | ～R7 | ※設置検討 | 農林水産課 |
| 宮ノ谷池外 | ため池廃止工事 | R3～R7 | | 農林水産課 |

b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|---------------|-------|----|-------|
| 市内一円 | ため池定期点検・耐震診断等 | R2～R6 | | 農林水産課 |

c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|---------------|------|----|-------|
| 市内一円 | 浸水被害想定区域図の作成 | ～R7 | | 農林水産課 |
| 市内一円 | ため池ハザードマップの作成 | ～R7 | | 農林水産課 |

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

a. 有害物質の漏洩対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-----------|-------------------|------|----|-----|
| 市内工場・事業場等 | 大規模災害時の対応や連絡体制を構築 | | | 環境課 |

7-5 農地・森林等の被害による県土の荒廃

a. 農地・農業水利施設等の保全管理

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------------|---------------|-------|--------------|-------|
| 赤穂市内 20 組織 | 農地の維持管理・施設修繕等 | R3～R7 | 多面的機能支払交付金事業 | 農林水産課 |

b. 災害に強い森づくりの推進

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-------|--------------------|------|------------------|-------|
| 木津地区外 | 里山林の森林整備・簡易防災施設整備外 | ～R7 | 県事業 | 農林水産課 |
| 坂越地区 | 里山林の森林整備 | ～R7 | 森林山村多面的機能発揮交付金事業 | 農林水産課 |

c. 適切な公園施設の整備・長寿命化対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|----------------------------|------|----|-------|
| 市内一円 | 都市公園整備事業 公園施設長寿命化対策支援事業 | | | 公園街路課 |

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

a. 災害廃棄物対策の強化

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|--------|-------------------|------------|----|--------|
| ごみ処理施設 | 長寿命化事業 新施設検討事業 | R3～ R3～ | | 美化センター |

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

a. 浸水への対策

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------------|--------------------|---------|----------------------------|-------|
| 坂越漁港 | 陸閘の自動化・遠隔操作化・電動化対策 | R3～R7 | 【再掲】 | 農林水産課 |
| 坂越漁港 | レベル2津波対応への調査・設計等 | R3～R7 | 【再掲】 ※今後、国・県からの通達等により実施 | 農林水産課 |
| 福浦漁港 | レベル2津波対応への調査・設計等 | R3～R7 | 【再掲】 ※今後、国・県からの通達等により実施 | 農林水産課 |
| 御崎第1排水区ほか | 浸水対策・雨水渠調査 | R7 | | 下水道課 |
| 田尾雨水幹線 | 経年劣化対策・調査診断 | R7 | | 下水道課 |
| 有年土地区画整理地区 | 浸水対策・雨水渠整備 | 事業進捗による | | 下水道課 |
| 御崎第2排水区 | 浸水対策・雨水渠 | R4～R5 | | 下水道課 |
| 塩屋ポンプ場 | 経年劣化対策 | R4～R6 | | 下水道課 |
| 塩屋ポンプ場 | 地震対策 | R4～R6 | | 下水道課 |
| 御崎ポンプ場 | 経年劣化対策 | R7～ | | 下水道課 |
| 御崎第2ポンプ場 | 浸水対策 | R3 | | 下水道課 |
| 各雨水ポンプ場 | 経年劣化対策 | R3～ | | 下水道課 |
| 下水道施設 | 耐水化対策 | R3～ | | 下水道課 |
| 楨加圧所 | 浸水対策 | R10 | | 水道課 |

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

d. 文化財等の耐災害性の向上

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|-----------|--------------------|--------|------------|----------|
| 赤穂城跡 | 赤穂城跡の城壁修理 | S49年度～ | | 文化財課 |
| 文化財関連施設 | 修理等による耐災害性の確保 | | | 文化財課 |
| 指定文化財整備補助 | 指定文化財整備に対する補助 | | | 文化財課 |
| 民俗資料館 | 収蔵物等の整理 | | 県指定重要有形文化財 | 生涯学習課 |
| 青少年育成センター | 市史編さん資料の耐災害収蔵庫への移設 | R3以降 | | 文化財課(市史) |
| 図書館 | 2階増床、書架移設 | R3以降 | | 図書館 |

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

a. 地籍調査の実施

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------|-----------------------------------|---------|----|-----|
| 市内一円 | 地籍調査事業 A=112.57km ² | H30～R10 | | 土木課 |

横断的分野別推進方針

| 事業箇所 | 事業概要 | 事業期間 | 備考 | 所管 |
|------------|--|---------|----------------|----------|
| 市内一円 | 浸水被害想定区域図の作成 | ～R7 | 再掲 | 農林水産課 |
| 市内一円 | ため池ハザードマップの作成 | ～R7 | 再掲 | 農林水産課 |
| 庁舎・第2庁舎 | 長寿命化改修・環境整備 | R1～ | 再掲 | 契約管財課 |
| 全施設 | 赤穂市公共施設総合管理計画に基づく | 継続 | | 各施設管理担当 |
| 市立小中学校 | 大規模改造事業(長寿命化等による経年劣化対策、防災機能強化・非構造部材の耐震化) | H23～R11 | 学校施設環境改善交付金 再掲 | 教育総務課 |
| 保育所・幼稚園 | 保育所・幼稚園の耐震対策 | R1～R10 | 学校施設環境改善交付金 再掲 | こども育成課 |
| 保育所・幼稚園 | 保育所・幼稚園の非構造部材の耐震対策 | R1～R10 | 学校施設環境改善交付金 再掲 | こども育成課 |
| 学校給食センター | 維持管理及び新学校給食センター整備 | R3～R7 | 学校施設環境改善交付金 再掲 | 学校給食センター |
| 市内一円 | 道路橋定期点検 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 市内一円 | 橋梁長寿命化計画策定 N=393橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 御崎港線ほか5路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=7橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 専売公社線ほか4路線 | 橋梁長寿命化修繕工事 N=5橋 | H30～R4 | 再掲 | 土木課 |
| 周世地内林道橋1橋 | 橋梁経年劣化対策 | R3～R7 | 再掲 | 農林水産課 |
| 坂越漁港 | 漁港施設長寿命化計画策定及び修繕 | R3～R7 | 再掲 | 農林水産課 |
| 福浦漁港 | 漁港施設長寿命化計画策定及び修繕 | R3～R7 | 再掲 | 農林水産課 |
| 赤穂用水路外 | 機能診断・経年劣化対策 | R3～R7 | 再掲 県事業 | 農林水産課 |
| 有年櫓原井堰 | 農業用河川工作物応急対策事業 | R2～R4 | 県事業 | 農林水産課 |